

第2節 国際交渉・フォーラム、国際アジェンダに関する取組

1. G7/G20

(1) G7

カナダ議長年（2025年）

① 首脳会合

(i) G7 カナナスキス・サミット

2025年6月15日から17日にかけて、カナダ・カナナスキスで、G7カナナスキス・サミットが開催された。石破内閣総理大臣は、世界経済は地政学的緊張や自然災害等のリスクにさらされ、不確実性が一層増している旨指摘し、G7として緊密な意思疎通を行い、不確実性を下げ、安定的な成長を実現していくことが必要である旨強調した。

セッション1「世界経済の見通し」では、石破内閣総理大臣から、米中を含む各国間の貿易収支の不均衡の背景には、持続不可能な各国内のマクロ経済の不均衡が存在すると指摘し、問題の解決に向けては、各国が国内経済・国際経済システムの改善に取り組む必要があると指摘した。加えて、非市場的政策・慣行により、アジアを含む途上国の産業・雇用に悪影響が生じている旨を指摘し、今こそG7が結束して、ルールに基づく自由で公正な経済秩序を築くべく、国際社会をリードすることが必要である旨強調し、また、特に、WTOは世界経済の成長に不可欠な基盤を提供し、G7各国もその恩恵を受けてきた旨述べた。また、石破内閣総理大臣は、WTOを中核とする多角的自由貿易体制の維持・強化は不可欠であると述べた上で、公平な競争条件の確保、「途上国地位」の問題、紛争解決制度の改革などの課題を踏まえ、各国に受け入れられる形で、WTOの改革を実現する必要がある旨強調した。

セッション2（ワーキング・ランチ）「経済成長、経済安全保障・経済強靱性」では、石破内閣総理大臣から、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化・多角化は喫緊の課題であり、G7やパートナー国と緊密に連携して対応することの必要性を強調した。また、資源国の役割は非常に重要であり、サプライチェーン多角化のための新規鉱物資源プロジェクトの立上げや、途上国の現地高付加価値化に向けた「RISE（強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）パートナーシップ」などにおける協力が重要である旨述べた。

セッション7「エネルギー安全保障」では、エネルギーの多様化・サプライチェーンの強靱化に関し、石破内閣総理大臣から、日本は、エネルギー安全保障に寄与する再生可能エネルギーや原子力などのエネルギー供給源の活用を強力に取り組むとともに、LNGなどの供給源の多様化、脱炭素化に向けた水素・アンモニア、二酸化炭素回収・貯留などの新たな技術の活用を世界に先駆けて取り組むことを強調した。また、日本は、豪州、ラテンアメリカ、アフリカ諸国などの資源国における探査活動や人材育成等を通じて、資源国の事業の発展やサプライチェーンの強靱化に貢献していく旨述べた。技術・イノベーション、インフラ協力に関し、AIの普及に伴うエネルギー需要の大幅な増加が避けられない中、原子力やガス火力を含む、あらゆるエネルギーの活用が必要である旨述べつつ、イノベーションを通じたペロブスカイト太陽電池、次世代型地熱、次世代革新炉などの脱炭素電源の拡大の重要性を指摘した。さらに、フュージョンエネルギーの実現に向けた取組を進める

ことが重要である旨指摘し、日本は、脱炭素化にも積極的に貢献していく旨述べた。加えて、日本が率先して提唱してきた質の高いインフラ投資の重要性を指摘した上で、大規模なインフラ支援に加えて、農村用の電力支援や飲み水の確保など、途上国の人々の生活水準の向上を図るという草の根の視点も必要である旨述べた。また、民間資金動員の重要性を指摘した上で、日本が本年、国際協力機構（JICA）の金融手法を拡充し、途上国企業への保証や債券取得等を可能にした旨紹介し、さらに、債務持続可能性の確保のため、G20「共通枠組」の実施改善や、債務透明性向上の取組の必要性も強調した。

[参考] 参加国・国際機関

<G7メンバー>

日本、カナダ（議長国）、フランス、米国、英国、ドイツ、EU、イタリア

<招待国>

豪州、ブラジル、インド、韓国、メキシコ、南アフリカ（G20議長国）、ウクライナ

<国際機関>

国連、世界銀行、NATO

(ii) その他 G7 首脳会議

2025年には、議長国であるカナダの主催により、ロシアによるウクライナ侵略が開始されてから3年となる機会を捉えて2月24日にG7首脳テレビ会議が開催された。石破内閣総理大臣から、平和の実現に当たっては、誤った教訓が導き出される状況が生み出されないよう、G7各国と連携して取り組んでいきたい旨、また、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現のためにもG7の結束が重要であること、日本は、G7と連携しつつ今後もウクライナ支援と対露制裁を継続する旨を述べた。

② 貿易大臣会合

2025年6月4日、フランス・パリのOECD閣僚理事会のマージンでG7貿易大臣会合が開催され、日本からは、大串経済産業副大臣及び藤井外務副大臣が出席した。会合では、議長国カナダの下、「公正な競争や予見可能かつ安定したグローバル貿易・投資を支えるための、強靱で強力な経済の構築」というテーマに基づいて議論が行われた。

大串経済産業副大臣からは、ルールに基づく貿易体制は、経済安全保障を確保する上でも重要な前提条件であり、その強化・改革が必要である旨強調した。その上で、過剰生産能力や非市場的政策・慣行のモニタリングやルールの強化を含めた対応、サプライチェーン多様化・強靱化に向けた取組等においてG7で連携すべき旨発言した。

③ 産業・デジタル・技術大臣会合

2025年12月8日及び9日の2日間にわたり、カナダ・モントリオールで、G7産業・デジタル・技術大臣会合が開催され、日本から、井野経済産業副大臣と、今枝デジタル副大臣、堀内総務副大臣が参加した。

本会合では、AIや量子といった先端技術の産業利用や研究開発、それらの技術の基盤となる重要物資のサプライチェーンの強靱化・産業競争力強化等について、G7参加国の間で活発な議論がなされ、会合の成果として、G7産業・デジタル・技術閣僚宣言及び中小企業におけるAI導入のためのブループリントに係る閣僚声明が採択された。

井野経済産業副大臣からは、サプライチェーン強靱化の観点から、非市場的な政策・慣行やそれに起因する過剰生産の問題に対応するためには同志国が連携して対応していく必要性を強調した。また、根源的な問題である非市場的な政策・慣行について WTO 等を通じて是正を求めるとともに、供給源の多様化の取組を推進すべきであり、価格だけでなく、信頼性や供給安定性等の非価格要素が正当に市場で評価される施策を講じていくことの重要性を発信した。一方、先端技術については、量子技術の産業化の観点から、我が国における国立研究開発法人産業技術総合研究所の量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT）の本格稼働を紹介するとともに、社会実装の推進に向けた量子技術の標準化やサプライチェーン構築における G7 諸国との連携の重要性について発信し、加えて、AI は人々の行動に大きな影響を与えるようになってきており、共通の価値観を有する G7 間でその対応の在り方に関する議論を続けていくことが重要である旨発信した。

[参考] 招待国・国際機関

<招待国>

韓国

<国際機関>

OECD

④ エネルギー・環境大臣会合

2025 年 10 月 30 日及び 31 日の 2 日間にわたり、カナダ・トロントで G7 エネルギー・環境大臣会合が開催され、山田経済産業副大臣及び青山環境副大臣が出席した。エネルギー大臣会合では、(1) エネルギー安全保障、(2) 重要鉱物、(3) エネルギーと AI、(4) 原子力、(5) ウクライナへのエネルギー分野の支援等の論点について議論が行われ、これら各分野に関する合意文書が採択された。

山田経済産業副大臣からは、日本が一貫して提唱してきた、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素を同時実現する「トリプルブレイクスルー」や、エネルギーの安定供給の確保に向けた「全てのエネルギー、全ての技術」を活用した多様な選択肢の追求の重要性を改めて主張した。その上で、重要鉱物、エネルギーと AI、原子力、ウクライナ支援といった各分野について、日本の具体的な取組を紹介するとともに、G7 を始めとする有志国間での更なる連携を呼びかけた。

[参考] 招待国・国際機関

<招待国>

ウクライナ、豪州、メキシコ、韓国

<国際機関>

IEA (国際エネルギー機関)、IAEA (国際原子力機関)、IRENA (国際再生可能エネルギー機関)、UNFCCC (国連気候変動枠組み条約) 事務局、世界資源研究所 (World Resources Institute)

(2) G20

南アフリカ議長年（2024年12月～2025年11月）

① 首脳会合

（G20 ヨハネスブルグ・サミット）

2025年11月21日から24日にかけて、南アフリカ・ヨハネスブルグで、G20 ヨハネスブルグ・サミットが開催された。

セッション1「誰一人取り残さない包括的で持続可能な経済成長」では、高市内閣総理大臣から、国際社会が複合的な危機に直面する中、今こそ全てのG20メンバーが責任を共有した形で、課題解決やグローバル・ガバナンスの構築を進める必要があることを述べた。さらに、世界経済をめぐる不確実性が高い中、世界のGDPの8割以上を占めるG20は、世界の経済成長に大きな責任を有すること、過度な経常収支不均衡の背景にある各国経済の不均衡について、経常赤字国は財政の持続可能性確保の取組、経常黒字国は非市場的政策・慣行の廃止により対処すべき、ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序を発展させ、世界経済の成長や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現につなげることが重要である旨を述べた。

加えて、WTOを中核とする多角的貿易体制は世界経済の基盤であること、日本は意思決定の方法を含むWTO改革の議論に積極的に貢献していくこと、CPTPPの拡大やアップグレードの議論を引き続き主導していく旨述べた。また、債務問題を含む国際開発金融に関し、経済成長に不可欠である膨大な開発資金ニーズに対応するため、国内資金動員、民間投資の促進、ドナーベースの拡大が必要であり、日本は更なる民間投資を促すために国際協力機構（JICA）の金融手法を拡充し、途上国企業等の債券取得や信用保証を可能にしたことを説明した。

さらに、質の高い成長のためには、包摂性、透明性、公正性といった国際ルール・基準を遵守し、債務持続可能性に配慮したインフラ開発が不可欠であり、日本は2019年の質の高いインフラ投資に関するG20原則に沿った質の高いインフラ投資を推進する旨を述べ、初のG20アフリカ開催となる本年、日本は同年8月にTICAD9を主催し、民間の活力も取り込み、産業力強化、若者・女性を含む人材育成、域内外の連結性強化などを進めるために、「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」を立ち上げ、アフリカの諸課題解決のために日本とアフリカが共に取り組むことを確認した。

セッション2「強靱な世界-G20の貢献」では、尾崎内閣官房副長官が出席し、高市内閣総理大臣のステートメントを代読した。日本は、課題先進国としての知見や経験をいかし、これまで、災害、感染症、気候変動といった地球規模課題の解決に向け、各国の要望に基づいた取組を有言実行で実施してきたこと、気候変動に関し世界の気温上昇を工業化以前から1.5度以内に抑えるためには、先進国のみならず、主要排出国を始め国際社会が団結して取り組むことが必要であること、引き続き国内外の気候変動対策の実施に取り組んでいく旨を述べた。また、エネルギー移行に関し、安価で安定的なエネルギー供給やエネルギー安全保障の確保は極めて重要であること、日本はAZECなど、脱炭素化、経済成長、エネルギー安全保障を同時に実現し、多様な道筋の下で、ネット・ゼロを目指すための取組を力強く推進していく旨述べた。

セッション3「万人にとっての公平で公正な未来」では、多くのメンバーから、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化・多角化が世界経済の発展に不可欠である点、AIに関する国際的な連携の重要性が指摘され、高市内閣総理大臣から、重要鉱物に関し、多くの産業のサプライチェーンの最上流に位置する重要鉱物の安定的な供給は、世界経済の発展に不可欠であること、現在、重要鉱物の輸出管理について国際社会での懸念が高まっており、それらの措置の是正に加え、地理的に偏在する重要鉱物の精錬・加工を含む供給源多角化が喫緊の課題となっていることを述べ、サプライチェーンの過度な集中を避け、強靱で信頼できる重要鉱物サプライチェーンの構築や、持続可能な資源プロジェクトと資源国における高付加価値化の推進に向け、各国が連携して取り組む必要があることを説明した。こうした観点から、日本は、グリーン経済の実現に不可欠な重要鉱物サプライチェーン多角化と途上国での質の高い雇用創出に向け、RISE（強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）パートナーシップの取組を主導してきたこと及び、アフリカ等からラテンアメリカとカリブ地域への対象地域拡大などにより、協力の裾野を着実に広げていく旨を述べた。

また、AIに関し、加速度的に普及しているAIの有効利用は経済成長の原動力であることを述べ、AIを活用したイノベーションを促進するためには、情報セキュリティ・リスクの回避など、安全、安心で信頼できるAIエコシステムの構築が必要であること、日本は、「広島AIプロセス」の下、生成AIに関する初の国際行動規範の策定を主導し、AIに関するガバナンス構築を後押ししてきたことを述べ、同年10月の日・ASEAN首脳会議では、AIによる課題解決のための「日ASEAN・AI共創イニシアティブ」を発表したことを紹介した。さらに、アフリカに対しても、TICAD9で発表した「AI・データサイエンスの人材育成とアフリカの経済成長イニシアティブ」などを通じ、AIに関する人材育成を強化していくこと及び議長国である南アフリカが提唱する「AI for Africa」を支持することを述べた。加えて、大阪・関西万博では、社会実証の場として、将来的な実用化も念頭に、AIを活用した来場者案内やアンドロイド・ロボット等の新たなテクノロジーを世界に発信したことを紹介した。

[参考] 参加国・招待国・国際機関

<G20メンバー>

日本、南アフリカ（議長国）、ブラジル、米国（不参加）、アルゼンチン、豪州、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、トルコ、英国、AU、EU

<招待国>

アルジェリア、エジプト、エチオピア、フィンランド、ナミビア、ノルウェー、ナイジェリア、アイルランド、オランダ、カタール、シンガポール、スペイン、アラブ首長国連邦、ベトナム、ジンバブエ、マレーシア（ASEAN議長国）、アンゴラ（AU議長国）、ジャマイカ（CARICOM議長国）

<国際機関>

経済協力開発機構（OECD）、国際連合（UN）、世界貿易機関（WTO）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、国連食糧農業機関（FAO）、国際労働機関（ILO）、国際通貨基金（IMF）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界銀行（WB）、世界保健機関（WHO）、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）、アフリカ開発銀行（AfDB）、アフリカ連合委員会（AUC）、

ラテンアメリカ・カリブ海開発銀行（CAF）、欧州評議会開発銀行（CEB）、中部アフリカ諸国経済共同体（ECCAS）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、金融安定理事会（FSB）、国際電気通信連合（ITU）、新開発銀行（NDB）、南部アフリカ開発共同体（SADC）、サウスセンター（SC）、国際貿易開発会議（UNCTAD）、アフリカ経済委員会（UNECA）

② 貿易・投資大臣会合

2025年10月10日、G20貿易・投資大臣会合が南アフリカで開催され、古賀経済産業副大臣及び藤井外務副大臣が出席した。本会合では、(1)包摂的な貿易とグローバル課題への対応、(2)持続可能な産業と発展のための貿易投資、(3)開発側面を含むWTO改革について議論がなされた。

古賀経済産業副大臣からは、(2)持続可能な産業と発展のための貿易投資について、①「温室効果ガスの排出削減」と「経済成長・発展」の両立、及び、各国の事情やエネルギー安全保障の観点から、幅広い技術、エネルギー源の活用が不可欠である旨、②脱炭素対応が遅れれば、国際的なサプライチェーンやファイナンスから排除されるリスクもあり、脱炭素への取組はいずれの国にとっても産業の競争力に直結する旨、③日本の貿易政策として、脱炭素技術の国際展開及び技術協力（AZECの野心的な原則への合意、350以上の協力プロジェクト）を進めており、ルール形成（WTOで日本が共同提案している体化排出量の計測手法に関する非拘束的なガイダンス）でも早期に具体的な成果を得るべくG20各国の支持を期待する旨、④水素について、コスト競争力を持たせるためにも、より多くの国が需要国となり需要創出に寄与することが重要である旨を発言した。また、(3)開発側面を含むWTO改革については、①WTOを中核としたルールに基づく多角的貿易体制をより機能させていくことが重要であり、ビジネスの予見可能性を確保するためにもWTOの全ての機能を強化するための努力を加速すべき旨、②投資円滑化協定や電子商取引協定のWTO法的枠組みへの早期組込、電子的送信にかかる関税不賦課モラトリアムの恒久化・延長の実現が必要である旨、③公正な競争条件に向けた規律強化、非市場的政策・慣行に対応すべき旨、④紛争解決制度改革の実現までの間の、ルールに基づく紛争解決の確保が重要である旨、⑤WTO閣僚会議に向けて、G20が連帯してWTO改革に向けた力強い決意を発信すべきである旨、発言した。

【参考】招待国・国際機関

<招待国>

アルジェリア、エジプト、アイルランド、ケニア、スペイン、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、シンガポール、スイス、UAE

<国際機関>

WTO、OECD、ITC（国際貿易センター）、UNCTAD、UNIDO、AfDB（アフリカ開発銀行）、AfCFTA事務局、FAO、ILO

③ デジタル経済大臣会合・AIタスクフォース大臣会合

南アフリカが議長国を務め、2025年9月29日及び30日の2日間にわたり、G20デジタル経済大臣会合及びAIタスクフォース大臣会合が南アフリカ・ケープタウンで開催された。本会合では、議長国の設定した四つのテーマ（「包括的なデジタル開発のためのコネ

クティビティ」、「デジタル公共インフラ（DPI）の変革」、「中小企業（MSMEs）のポテンシャルを引き出すデジタルイノベーションエコシステム」、「公平、包括的で公正な AI」について議論が行われ、成果文書として議長声明が発出された。また、南アフリカ議長国下において、多分野にわたる AI の議論について各会合の議論を横断的にまとめる場として「持続可能な開発のための AI、データガバナンス及びイノベーションに関するタスクフォース」（AI タスクフォース）が設置され、デジタル経済分野と並行して議論が行われ、成果文書として議長声明が発出された。経済産業省からは、中小企業のポテンシャルを引き出すデジタルイノベーションエコシステムに関する議論において、日本では中小・小規模事業者が企業数の 99%以上、雇用の 70%以上を占め、彼らのデジタル化は経済成長の鍵であるとの認識を示し、その上で、DXに必要なデジタルスキルの標準の策定・公表や、DXのモデルとなる優良事例の選定・表彰など、具体的な取組を紹介した。さらに、AI スタートアップ支援として、政府主導の大規模な計算資源の提供や、国内外の AI 開発者の交流促進等を紹介し、デジタルイノベーションエコシステムの実現に向け、引き続き日本としても貢献していく旨を示した。

【参考】参加した招待国・国際機関

<招待国>

アルジェリア、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、アイルランド、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、シンガポール、スペイン、UAE

<国際機関>

ITU（国際電気通信連合）、ユネスコ、UNDP（国連開発計画）、UN ODET（国連デジタル・新興技術室）、Research ICT Africa、ATU（アフリカ電気通信連合）、AfDB（アフリカ開発銀行）、South Centre OECD（経済協力開発機構）、ILO（国際労働機関）、Digital Cooperation Organization、WTO（世界貿易機関）

④ エネルギー移行大臣会合

2025年10月10日、G20 エネルギー移行大臣会合が南アフリカ・ダーバンにて開催された。G20 エネルギー移行大臣会合では、(1) エネルギー安全保障及びエネルギーアクセス、(2) 公正なエネルギー移行、(3) アフリカの連結性等の論点について議論が行われた。

加藤経済産業大臣政務官からは、日本が一貫して提唱してきたエネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の「同時達成」やネットゼロに向けた各国の「多様な道筋」の意義を改めて強調した上で、バランスの取れた秩序あるエネルギー移行や信頼できる安定的な国際市場の重要性についても発信した。加えて、アフリカ初の G20 においてアフリカのエネルギー分野の発展への貢献メッセージを発することを歓迎するとともに、同年横浜で開催された TICAD9 で合意された、日本とアフリカ各国とのプロジェクトについても紹介した。

【参考】参加した招待国・国際機関

<招待国>

アルジェリア、デンマーク、アイルランド、ナイジェリア、ノルウェー、シンガポール、アラブ首長国連邦

<国際機関>

IEA（国際エネルギー機関）、IAEA（国際原子力機関）、IRENA（国際再生可能エネルギー機関）、CEM（クリーンエネルギー大臣会合）事務局、SE4All（万人のための持続可能なエネルギー）事務局、OPEC（石油輸出国機構）等

2. OECD

(1) 経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会

① 2025年 OECD 閣僚理事会

2025年6月3日及び6月4日、OECD 閣僚理事会（Meeting of the Council at Ministerial Level: MCM）が議長国のコスタリカ、副議長国の豪州、カナダ及びリトアニアの下に開催され、日本からは、平デジタル大臣、藤井外務副大臣、瀬戸内閣府副大臣、大串経済産業副大臣、川崎総務大臣政務官他が参加した。

本会合では、「ルールに基づく貿易、投資、イノベーションを通じて、強靱で包摂的、持続可能な繁栄への道を切り開く」というテーマに基づいて、国際貿易システムの強化と経済安全保障、包摂的な世界経済の構築、AIを含めたデジタル経済について議論が行われた。

大串経済産業副大臣は、「開かれた市場とルールに基づく国際貿易体制の積極的強化」及び「環境・社会目標に照らした貿易政策」に関するセッションに出席した。貿易に関するセッションでは、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化の重要性を強調した上で、WTO改革の推進及び第14回WTO閣僚会議の成果実現に向けた連携を呼びかけた。また、非市場的政策・慣行への対応や公平な競争条件の確保、重要物資のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障の確保に向けて、具体的な取組を進めることの重要性も発信した。

環境に関するセッションでは、ネット・ゼロ実現に貢献する貿易・投資政策として、AZECを通じた各国の事情に応じた脱炭素プロジェクトの推進や、貿易関連の気候変動対策措置における炭素排出量の計測手法の指針策定に向けた提案に関する取組について共有した。

会合の最後には、閣僚理事会の成果として議長声明が発出され、現代の地政学的な緊張や貿易面の大きな動き、技術の進歩、気候変動や生物多様性等の環境面の変化などを踏まえ、多国間主義を効果的に促進する上でのOECDの役割の重要性が強調された。

[参考] キーパートナー国・招待国・国際機関

<キーパートナー国>

ブラジル、中国、インド、インドネシア、南アフリカ

<招待国・地域>

エジプト、香港、マレーシア（ASEAN議長国）、モーリシャス、モロッコ、パラグアイ、フィリピン、ウクライナ、ウルグアイ、シンガポール、ベトナム

<その他>

EU、BIAC（経済産業諮問委員会）、TUAC（労働組合諮問委員会）、IEA（国際エネルギー機関）、ASEAN、アジア開発銀行、WTO、世界銀行、国連開発計画他

3. WTO 全体の動向

(1) WTO¹⁷²全体の動向

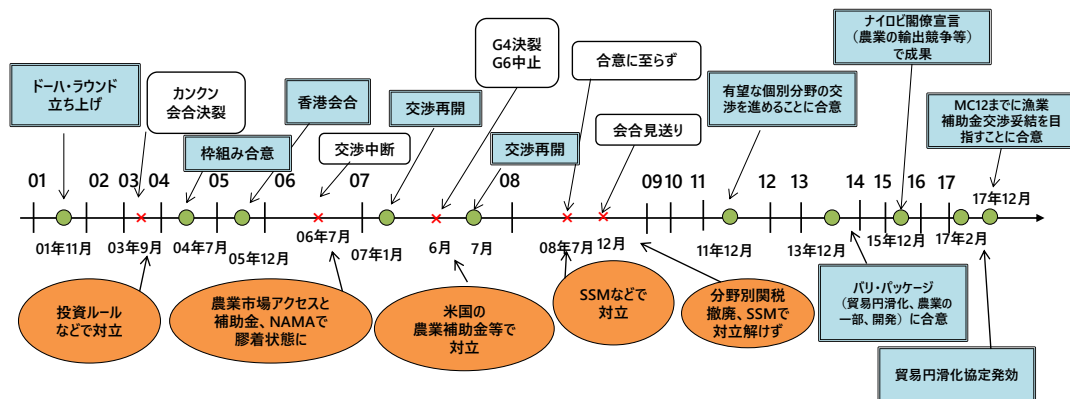
WTO 設立後初のラウンド交渉として、2001年にカタールのドーハで開催された第4回 WTO 閣僚会議（MC4）において、途上国の要求に配慮する形で立ち上げられたドーハ開発アジェンダ（以下、ドーハ・ラウンド）（交渉項目は以下の第3-1-2-1表を参照）は、その後、交渉分野や参加国の多さ、先進国と新興国の意見の懸隔といった理由から、交渉が長期化した（第3-1-2-2図）。

第3-1-2-1表 ドーハ・ラウンド一括受託の交渉項目と主要論点¹⁷³

農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA（非農産品市場アクセス）	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化、漁業補助金の規律導入
貿易円滑化	貿易手続きの簡略化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）
TRIPS（知的所有権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI）、多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品、サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成。

第3-1-2-2図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



資料：経済産業省作成。

¹⁷² 1930年代にまん延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とするGATT（関税及び貿易に関する一般協定）が発効した。1995年には、GATTを発展的に改組してWTOを設立した。現在166か国・地域が加盟するWTOは、①交渉（ラウンド交渉などによるWTO協定の改定、関税削減交渉）、②紛争解決（WTO紛争解決手続による貿易紛争の解決）、③監視・透明性（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）の機能を有し、多角的な貿易を規律する世界の貿易システムの基盤となっている。

¹⁷³ ラウンド立ち上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達等の透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

2017年12月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われた第11回WTO閣僚会議（MC11）でも、主要分野では大きな前進が得られず、成果文書も議長声明の発出にとどまったが、各加盟国からはWTOに関与し続ける姿勢が示された。漁業補助金について、第12回WTO閣僚会議（MC12）に向けて議論を継続することとなったほか、電子商取引、投資円滑化、中小零細企業（MSMEs）、サービス国内規制といった今日的課題について、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。

現状の貿易を取り巻く問題は、市場歪曲的な措置やデジタル保護主義の広がりなど多様化しているが、WTOはこれらに十分に対応できず、一方的な貿易制限措置や対抗する措置の応酬や上級委員会への批判の誘因の一つになっていることから、WTOの機能改善に向けた「WTO改革」の機運が高まっている（後述）。WTO改革の議論の加速が期待される中、2020年春以降のコロナ禍により、MC12は複数回延期となったが、まず2021年12月にはサービス国内規制、投資円滑化、電子商取引、貿易と環境持続可能性といった多様な分野で有志国による共同宣言・声明が発出された。その後、2022年6月にスイスのジュネーブでMC12が開催された。会議では、特に新型コロナウイルス感染症によるパンデミックや食料安全保障等の喫緊の危機への対応が焦点となり、6年半ぶりに全加盟国での閣僚宣言を採択した。

2024年2月にアラブ首長国連邦（UAE）のアブダビで開催されたMC13では、紛争解決（DS）制度改革、審議機能強化、電子商取引、開発、漁業補助金、農業等に焦点を当てて議論が行われ、成果として、閣僚宣言と個別の閣僚決定を採択した。特に、DS改革については、これまでの進捗を土台として議論を加速させ、MC12で合意した2024年までの目標の達成に向け、上訴／レビューやアクセシビリティを含む未解決の論点に取り組むことが合意された。また、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについては、第14回WTO閣僚会議（MC14）又は2026年3月31日のいずれか早い日まで延長することが決定された。さらに、WTOにおける途上国の声の拡大に伴い、途上国の経済発展や開発に着目した個別の閣僚宣言も採択された。

また、MC11で発出された共同声明に基づいて交渉が進められた共同声明イニシアティブ（JSI）のうち、サービス国内規制に関しては、有志国間での規律案の議論を経て、GATSの約束表に、追加的な約束として新たな規律を取り込む手続を進めた。その結果、2024年2月、我が国やEU27か国を含む52か国・地域について、WTOの手続が完了した。日本においては、国会での審議を経て2025年6月10日に約束表の改善が発効した。

MC14は、2026年3月にカメルーン共和国のヤウンデで開催された。会議では、WTO改革、投資円滑化協定のWTO協定への組込、電子的送信への関税不賦課モラトリアムの延長、開発等をテーマに、それぞれ議論が実施された。会議の成果として、①小規模経済、②衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）及び貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）、③漁業補助金について、それぞれ閣僚決定を採択した。WTO改革について、MC14では、WTOの根本的事項、意思決定、開発、公平な競争条件（LPF）をテーマにブレイクアウトセッションが開かれ、閣僚間で活発な議論が行われた。議論を踏まえて、WTO改革に関する作業計画を含む閣僚宣言の採択が目指されたが、発出には至らず、5月の一般理事会での決定を目指すことで合意した。また、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについても、一部の国との間で合意がまとまらず、5月の一般理事会での決定を目

指すことで合意し、少なくともそれまでの間、全加盟国によるモラトリアムは失効することとなった。

(2) WTO 改革の必要性及び現状

1995年にWTOが設立されてから、四半世紀が経過した。その間の新興国の台頭や産業構造の変化により、WTOは現状の貿易を取り巻く問題に十分に対応できていないとの批判があり、一部の国による一方的な貿易制限措置や対抗する措置の誘因の一つになっている。このため、保護主義を抑止し、自由で開かれた貿易体制を維持するためにも、WTOの機能改善に向けた「WTO改革」の機運は引き続き高まっている。

2025年5月、ンゴズィ・オコンジョ＝イウェアラWTO事務局長は、MC14に向けたロードマップを発表し、その中でWTO改革に向けた意欲を示した。また、同年5月の一般理事会において、ピーター・オルベルグ駐ジュネーブ国際機関ノルウェー政府代表部特命全権大使がWTO改革ファシリテーターに任命され、WTO改革に向けた集中的な議論が開始された。議論の結果、改革のスコープは、意思決定、開発、公平な競争条件(LPF)の三分野に収斂し、MC14において、各分野における具体的な作業計画を含む閣僚宣言の採択が目指された。しかし、MC14では、先述のとおり、同閣僚宣言の発出には至らず、5月の一般理事会での決定を目指すことで合意した。

WTOは、①交渉、②紛争解決、③監視・審議の三つの機能を有しているが、以下、それぞれの機能改革について、その必要性及び現状について概観する。

① 交渉機能

交渉機能改革について、ドーハ・ラウンド交渉立上げから20年以上経過する中で、2022年のMC12では漁業補助金に係る協定に全加盟国で合意するとの成果があったものの、全加盟国による全会一致(コンセンサス)の原則の下でのルール形成は困難な状況となっている。全ての加盟国によるラウンド交渉が進まない中、情報技術協定(ITA)拡大や電子商取引交渉といった有志国による個別ルール・分野ごとの複数国間(プルリ)交渉が積極的に行われてきた。例えば、ITAについては、新型半導体など新たな品目を盛り込んだ拡大ITAが2015年に妥結されている。我が国は現在、APEC域内におけるITAの重要性や意義について再確認するためのAPECプロジェクトを実施するなど、ITAの取組の推進と拡大を図っている。また、2017年のMC11において、電子商取引、投資円滑化、中小零細企業(MSMEs)、サービス国内規制といった、現在の世界経済が直面する課題に即した分野に関する有志国による四つのJSIが立ち上がる等、交渉機能向上に向けて取り組んでいる。

電子商取引と投資円滑化それぞれのJSIの詳細は以下のとおりである。

(A) 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉

MC11で発出された共同声明に基づき、2018年3月から、将来のWTO電子商取引ルールに含まれるべき要素について議論を行う探求的作業が開始された。同年12月までに、約80以上の加盟国が参加して計9回会合が開かれ、電子署名、オンラインの消費者保護、データ流通等幅広い論点について議論が行われた。

2019年1月、スイス(ダボス)において、日本は、豪州、シンガポールと共に、WTOの電子商取引に関する非公式閣僚級会合を主催した。同会合で各国代表は、WTOにおけるルール作りの意義等について意見交換を行い、会合後、国際貿易の約90%を代表する76の

加盟国¹⁷⁴で、電子商取引の貿易側面に関する交渉を開始する意思を確認する共同声明を発出した。同年6月、G20大阪サミットの機会に、安倍内閣総理大臣が「デジタル経済に関する首脳特別イベント」を主催し、トランプ大統領、ユンカー欧州委員会委員長、習近平中国国家主席など27か国の首脳及びWTOを始めとする国際機関の長が出席した。「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」が発出され、電子商取引JSIに参加する78か国・地域と共に、電子商取引JSI交渉について、MC12までに実質的な進捗を得ることを目指す旨合意した。

2023年12月には、サイバーセキュリティやオンライン消費者保護等の13条文について交渉が実質的に妥結したこと、残された条文の収斂に向けて引き続き努力すること、さらに、2024年の適時に交渉妥結するために努力することについて宣言する共同議長国声明を発出した。2024年7月、共同議長国は、交渉参加国・地域を代表して、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成した旨の共同議長国声明を発出するとともに、テキストを公表した。合計38条文からなる同テキストは、①貿易書類の電子化や規制の透明化等を通じた電子決済の促進による電子商取引の貿易円滑化、②政府データの公開やインターネットのアクセス・使用を通じた開かれた電子商取引の確保、③サイバーセキュリティ、オンライン消費者保護や個人情報保護による電子商取引の信頼性向上に係る規律を含む。特に商業上有意義な規定として、我が国の産業界が長年求めていた、電子的送信に対する関税賦課の恒久的な禁止も含まれている。同声明においては、参加国・地域は、交渉の成果をWTOの法的枠組みに統合することを目的に、参加国・地域と連携していくことが記載された。

2025年2月の一般理事会において、71の交渉参加国・地域が共同提案国となり、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書4に同協定を組み込むよう要請したが、WTO加盟国によるコンセンサスは得られなかった。さらに、2025年12月の一般理事会でも、72か国・地域が共同提案国として組込み要請を改めて行ったが、一部の国の反対により再び否決された。

2026年3月、MC14に際して、日本を含む66のWTO加盟国・地域は「電子商取引に関する協定」のための暫定的な措置を採択した。同措置は、同協定のマラケシュ協定への組込みが実現するまでの間、同協定を有志国の間で実施するものである。今後、これらの国・地域は、同協定の受諾に必要な国内手続を進め、同協定を実施することを目指す。日本は、共同議長国として参加国・地域と連携し、同協定への他の全てのWTO加盟国の参加を呼びかけるとともに、同協定のマラケシュ協定への組込みを引き続き追求している。

(B) 投資円滑化協定

現在、包括的な投資に関するルールを定めた多国間協定は存在せず、二国間投資協定や経済連携協定で対応している。

2017年12月のMC11で、有志国による閣僚共同声明を発出（日本、EU、中国を含む70加盟国・地域が参加。米国、インド、南アフリカは不参加）した。当該声明を受け、開発のための投資円滑化に関するオープンエンド交渉会合（以下、オープンエンド交渉会合）にて、全WTO加盟国・地域が参加するマルチの枠組み作りを目指すとの前提で、投資に

¹⁷⁴ WTO, 'DG Azevêdo meets ministers in Davos: discussions focus on reform; progress on e-commerce', 25 January 2019, https://www.wto.org/english/news_e/news19_e/dgra_25jan19_e.htm.

関わる措置のうち、①透明性・予見可能性等の向上、②事務手続の簡素化・迅速化、③情報共有等の連携、④開発途上国の特別待遇等について議論を行った。

2019年11月、上海でのWTO非公式閣僚会合にて「開発のための投資円滑化に関する有志国会合」が開催され、我が国を含む92の有志国・地域が、MC12での具体的な成果を目指すとの閣僚共同声明を発出した。その後、2020年9月からオープンエンド交渉会合が開始された。

2021年12月、有志国・地域の大使級による共同声明が発出され、交渉開始以降の進展を評価し、2022年末までの交渉の妥結を目指して交渉する意思とともに、全てのWTO加盟国・地域に対して本交渉への参加を呼び掛けた。2022年12月の有志国・地域会合にて議長声明が発出され、交渉に実質的な進展が達成されたと評価し、2023年7月には、協定の実体規定の文言が妥結した。

2024年2月に行われたMC13で、有志国・地域は「開発のための投資円滑化に関する協定」の交渉の妥結の宣言と協定条文を公表し、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書4に同協定を組み込むよう要請したが、WTO加盟国によるコンセンサスを得ることはできなかった。

2026年3月に行われたMC14においても、129か国・地域が共同提案国として、同協定のマラケシュ協定への組み込みを要請したものの、一部の国の反対によりWTO加盟国によるコンセンサスは得られなかった。同協定のマラケシュ協定への組み込みについては、引き続き議論が行われている。

② 紛争解決機能

紛争解決機能について、WTOでは、小委員会（パネル）と上級委員会の二審制が導入されている。上級委員会は、紛争解決機関（DSB）によって設置された「小委員会（パネル）」が取り扱った問題についての申立てを審理する「常設機関」であり、「7人の者で構成するものとし、そのうちの3人が一の問題の委員を務める」とされている。

通常、上級委員の任期終了前に、次の委員の選任が行われるが、2017年6月以降、DSBにおいて、上級委員選任プロセスを開始するためのコンセンサスが形成されていない。これにより、次々と委員が任期を終える一方で、新たな委員の選任がなされない状況が続いた。2019年12月には残る上級委員が3人を下回り、新たに審理を行うことができなくなった。2020年11月には、残っていた最後の1名の任期も切れ、上級委員は現在空席となっている。上級委員会がWTO協定に定められた（加盟国の）権利・義務を追加・縮減していると批判を強めている米国の問題意識も踏まえ、2019年1月より、ウォーカーNZ大使（DSB議長）がファシリテーターとなり、上級委員会の機能を改善するための解決策（「ウォーカー原則」）の採択が目指されたが、一部加盟国の反対により採択には至らなかった。

上級委員会の機能回復に向けた実質的な議論は、米国の関与を得て進捗するに至っていない。そのため、紛争解決手続では、パネル判断について上訴されるが、上級委員会の審理がなされないため、パネルによる判断が確定しない事案（いわゆる空上訴）が累積してきている。こうした中、WTO加盟国は、2022年6月に開催されたMC12で、「2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うこと」に合意し、これはMC13においても確認された。その後、上訴／レビュー

ーやアクセシビリティ等の論点について多くの議論が重ねられたが、2024年内での改革実現は果たされず、2025年以降も議論は再開されていない。

このような中、EU等の一部の加盟国は、2020年4月に、MPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント）を立ち上げ、DSBに通報した。MPIAは、上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定める紳士協定である。日本も、2023年3月に参加した（2026年3月時点で、日本を含め61か国・地域が参加）。

③ 監視・審議機能

監視・審議機能とは、多国間の監視・審議により、ルールの遵守を促すものであるが、現在、効果的な監視メカニズムの構築が求められている。現実とルールのギャップを埋めるべく、特に新たな課題への対応に向けて議論が行われており、ここでは、「貿易と産業政策」と「貿易と環境」の分野における取組の状況を概観する。

(A) 「貿易と産業政策」

近年、各国で産業補助金等の産業政策が実施されるようになり、その重要性は増している。他方、各国の産業政策が貿易に悪影響を及ぼすことを防ぐべく規定された既存のWTOルールでは、現代における産業政策の実態を捕捉し効果的に対処することが難しくなっている。例えば、加盟国が貿易に影響を与える措置（特定性のある補助金等）を導入した際にWTOに通報する義務が各協定で規定されているが、この通報義務が遵守されていない場合も多い。措置の透明性の低さは、市場歪曲的な政府支援等を助長しやすく、例えば過度な補助金が過剰生産能力の問題をもたらすなど、貿易に悪影響を及ぼすおそれが高まる。このため、通報義務の確実な履行を促す、より効果的な監視メカニズムの構築に向けて、2018年11月、物品の貿易に関する理事会へ日米欧等が共同提案を示した。その後、共同提案国以外のコメントを踏まえ、米国が主導して2021年7月と2022年7月の二度にわたって改訂案を提示したが、合意に至っていない。

こうした中で、WTOの各委員会の運営を通じた状況改善を志向する動きがあり、2023年3月の一般理事会で、EUから透明性の向上も視野に入れた審議機能改善に係る提案が示された。本提案は、多くの国が産業補助金を始めとする様々な産業政策上の措置をとりつつある中、「貿易と国家介入」の分野について、WTOにおける審議機能を強化する目的で提出された。

各国による産業政策上の措置に関しては、従前より、各委員会等で、個別協定の実施に係る議論が行われている。例えば、「補助金及び相殺措置に関する協定」（SCM協定）に関する論点は補助金委員会で、「貿易に関する投資措置に関する協定」（TRIMs協定）に関連する課題についてはTRIMs委員会で、それぞれ議論されてきた。他方、近年実施されている産業分野への政府支援には、既存協定では規律を適切に及ぼすことが難しいものや、逆に複数の協定の規律が及ぶ複合的なものなど、様々な政策・措置が取られているほか、各措置が相互に関わりを持つことも多く、産業政策はますます複雑化している。

この状況を受けて、こうした政策・措置について適切に議論をする場を設け、産業補助金や国有企業等を含めた産業政策全般が貿易にもたらす影響を横断的に議論すべきであるという問題意識に基づき、2024年2月末に開催されたMC13において、「貿易と国家介入」

に関する審議の場の立上げが提案され、日本や EU、カナダ等を始めとする国々が支持し、その重要性を主張した。WTO 閣僚会議における初の試みとして実施された「貿易と産業政策・政策余地を含む持続可能な成長」に関する対話形式の議論でも、日本は、「貿易と産業政策」に関する審議の場を立ち上げるべきと主張し、途上国を含めた多くの国の賛成があった。最終的には、一部の加盟国の反対により MC13 における立上げは実現しなかったものの、2024 年 9 月以降、ジュネーブにおいて非公式な形で議論が実施されている。

2024 年 9 月には、カナダが補助金協定の歴史についてのセッションを開催し、同年 10 月には、コスタリカ、ベトナム、南アフリカが経済発展の歴史や産業政策の役割について、同年 11 月には英国とタイが産業政策と国際貿易について、それぞれセッションを共催するなど、各国が持ち回りでセッションを実施しており、各回とも多くのメンバーの参加を得ている。日本は、2025 年 2 月に、EU 及びケニアと共催する形で、「産業補助金の透明性」についてのセッションを実施し、2025 年 10 月には、ブラジルと共催する形で「産業政策とローカルコンテンツ措置」についてのセッションを実施した。

(B) 貿易と環境

環境問題への意識の高まりを受け、1994 年に WTO の通常委員会として、貿易と環境委員会 (CTE) が設置された。毎年 3~5 回ほど会合が開催され、「多国間環境協定に規定される貿易措置と WTO の下での多角的自由貿易体制との関係」等の項目について検討が行われている。2023 年からは、貿易と環境にまつわる様々なテーマを取り上げるテーマ別会合が実施されており、特に各国で導入・検討が実施される貿易関連気候措置 (TrCMs) について議論が活性化している。

各国の異なる TrCMs が断片化し、必要以上に貿易制限的になることを防ぐ観点から、我が国は、CTE において体化排出量の計測手法に関する国際的なガイダンスの策定に関する提案を行った。その後、上記提案を基に各国と議論・調整を重ね、2025 年 6 月 30 日、日本は豪州、韓国、英国と共同で、CTE において「体化排出量の計測手法に関する非拘束的なガイダンス」案を提示した。本ガイダンスは、体化排出量の計測手法についての透明性の向上を主たる目的とし、グッドプラクティスの奨励・集約、国際的に認知された計測手法の収束に貢献することを目指すものである。2026 年 3 月末時点では、提案 4 か国に加え、チリ、ニュージーランド、イスラエル、コスタリカ、カナダも共同提案国として参画した。

提案の第一歩として、2026 年 6 月の CTE において、有志国による各国の措置の透明性確保のための自主的な情報共有を試行的に開始することとなった。試行的な取組を通じて、その有用性を示しつつ、望ましい制度の在り方等について建設的な議論を促していく。また、ガイダンス案全体の合意に向けて、引き続き CTE において各国と議論・調整を進めていく。

また、2021 年より、CTE やその他の関連する WTO の各委員会の作業を補完及び支援することを目的として、貿易と環境問題に関する様々な論点を議論していく「貿易と環境持続可能性に関する体系的議論」(TESSD) の議論が開始した。同年 3 月には、日本より、温室効果ガス削減に資する製品・技術の普及を円滑化するため、関税撤廃や規制面に関するルール作り、途上国の能力構築を柱とした提案をオタワグループ閣僚級会合において行った。

2021年12月、貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明を71か国・地域（日本、米国、EU、中国等）で発出し、環境物品・サービスの貿易を促進するためのアプローチの検討、WTOルールに合致した気候変動対策についての専門的な議論の開始など、TESSDで継続して議論することに合意した。2022年は、同年初めに合意された作業計画に基づき、①貿易関連気候措置、②環境物品・サービス、③循環経済、④補助金の四つのWG（ワーキンググループ）で議論が行われた。2026年3月に行われたMC14に先駆け、これまでの議論を踏まえ、共同議長声明及び4WGの成果文書が発出された。参加国・地域は2026年3月現在で79に拡大している。

EGA（環境物品協定）交渉については、2016年12月の閣僚会合以降、交渉再開の目途は立っていないが、TESSD等で関連の議論が継続されている。

なお、一部の加盟国からは、途上国地位の在り方について議論が提起されている。WTO協定上、発展途上国は、無差別原則及び相互主義に対する例外として「特別かつ異なる待遇」（協定上の義務の一部猶予、補助金削減目標の緩和、技術的支援等）を受けることができる。しかし、WTOには、これらの待遇の対象となる途上国について明確な基準がなく、各国は自己申告により当該待遇を享受できる（自己宣言方式）。経済発展を実現した途上国がこのような待遇を享受することを問題視する意見がある中、ブラジル、シンガポール、韓国、台湾、コスタリカは現在・将来の交渉でこのような待遇を求めないことを宣言している。さらに、2025年9月の国連総会関連行事において、主催国である中国が、責任ある発展途上大国として、WTOの現在及び将来の交渉において新たな「特別かつ異なる待遇」を求めない旨を表明した。一方、「特別かつ異なる待遇」は途上国の発展に不可欠であると多くの途上国が主張しており、各交渉分野において「特別かつ異なる待遇」の対象及び程度についても議論されている。また、途上国に対して、産業化のための「政策余地」を求める提案もある。既存のWTO協定の適用緩和を求めるものだが、これについても、先進国を中心に一律に全ての途上国に対して柔軟性を導入することには反対する声があり、議論が続いている。

(3) WTO協定（ルール）の実施

WTO協定は、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。WTO協定では、履行監視手続や履行されない場合の対抗措置等も用意されており、紛争解決手続による措置の是正勧告は履行率が高く、実効性が高いものとなっている。また、通商摩擦を政治問題化させずに解決することができるという点でも有益である。1995年のWTO発足以来、紛争解決手続が利用された案件は644件（2026年3月現在。協議要請が行われたがパネル設置に至らなかったものを含む）に上っている。

我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託している案件のうち、経済産業省が関与した最近の事例の詳細は、下記を参照されたい。

① 韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置

2016年6月、韓国政府は、日本からのステンレススチール棒鋼に対する第3次サンセット・レビューを開始し、2017年6月、3年間課税措置を延長する旨の決定をした。

本措置は、日本産品が韓国産品やインド産品と競争関係にない可能性や、中国等第三国産品の輸入が増加している点を考慮せず、日本産品に対する課税を継続しなければ損害が再発する可能性があるとして認定しており、アンチダンピング（AD）協定に非整合である可能性がある。

我が国は、2018年6月、韓国に対してWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行い、同年9月に、我が国はパネル設置を要請し、同年10月にパネルが設置された。以後、パネルにおいて審理が行われた。

2020年11月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD協定第11.3条に非整合的であると判断した。

2021年1月、韓国は、WTO上級委員会に申し立てたが、上級委員会は既に機能を停止していたため、審理がなされていない（いわゆる空上訴）。

また、2020年1月に第4次サンセット・レビューが開始され、2021年1月に3年間課税措置を延長する旨決定された。第5次サンセット・レビューについては、国内生産者からの要請がなく行われず、2024年1月に課税が終了した。

② インドのICT製品に対する関税引上げ措置

2014年7月以降、インド政府は、一部のICT製品（携帯電話、基地局、通信機器、電話機・通信機器部品等）について、予算法案（並びにその後の予算法）及び関連通達により10～20%の関税引上げ措置を導入した。

インドは、同国のWTO協定譲許表において、当該ICT製品の譲許税率を無税と定めているにもかかわらず、それを超える関税を賦課しており、譲許税率を超えない関税率の適用を義務付けるGATT第2条に非整合的である可能性がある。

我が国は、前出の品目について、2019年5月にWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行い、インドと二国間協議を実施した。しかしその後も、インド側からは、状況の改善に向けた見通しが示されなかったため、2020年3月に、我が国はパネル設置を要請し、同年7月にパネルが設置された。なお、インドは、パネル設置要請後、2020年2月の予算法案及び関連通達、2022年1月の実行関税率表の改訂において、電話機・通信機器部品の一部の関税を更に引き上げた。2023年4月、パネルは我が国の主張を受け入れ、インドの措置はWTO協定に非整合的であるとし、インドに対して同措置の是正を勧告するパネル報告書が公表された。2023年5月、インド政府はパネル報告書を不服として、上級委員会へ申し立てたが、上級委員会は機能停止中のため、上級委員会に申し立てられたまま審理が行われない状態となっている（いわゆる空上訴）。

③ 中国のステンレス製品に対するアンチ・ダンピング措置

2018年7月、中国政府は、我が国を含む4か国・地域（日本、韓国、インドネシア及びEU）からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板及びステンレス熱延コイルの輸入に対しアンチ・ダンピング（AD）調査を開始し、2019年7月に課税措置が開始された（当初期間：2019年7月23日～2024年7月22日）。

我が国は、2021年6月に、中国に対してWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行い、同年8月に、パネル設置を要請し、同年9月にパネルが設置された。なお、日本は、本件パネル手続中の2023年3月にMPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント）に参加した（中国は参加済み）ため、本件について空上訴により審理が棚ざらしとなるリスクは排除された。その後、同年6月、中国の措置がAD協定に非整合的であることを認定し、中国に是正を勧告するパネル最終報告書が公表され、翌7月にはWTO紛争解決機関（DSB）により採択された。履行のための期間は2024年5月8日までと日中間で合意されたが、その後も措置が継続していたため、日本は措置の早期撤廃を促しつつ、WTO協定上更なる手続（勧告履行の有無・適否を確認する手続、及び、対抗措置を申請する手続等）の検討を進め、5月29日には、今後の手続の遂行順序（シークエンス合意）をWTOに通報した。

当初期間末日の2024年7月22日、措置延長調査が開始されたが、同延長調査の対象には日本は含まれなかった（韓国、インドネシア、EU、英国（2020年にEUから離脱したため）のみ対象）。したがって、日本製ステンレス製品に対する本AD措置は、同日の経過をもって終了・撤廃された。

4. APECを通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

(1) APEC

2025年のAPECは、韓国が議長を務め、全体テーマ「持続可能な未来の構築（Building a Sustainable Tomorrow）」の下、(1)連結（CONNECT）、(2)革新（INNOVATE）、(3)繁栄（PROSPER）の三つの優先課題を掲げ、各種取組を行った。

同年5月15日及び16日のAPEC貿易担当大臣会合では、「貿易円滑化のためのAIイノベーション」、「多角的貿易体制を通じた連結性」、「持続可能な貿易を通じた繁栄」について議論し、共同声明を発出した。

また、同年10月30日から11月1日にかけてのAPEC閣僚会議及びAPEC首脳会議では、「AI・デジタル技術、人口動態への対処、成長産業」、「貿易投資、WTO、サプライチェーン強靱化」をテーマの下、議論が行われた。参加した多くの首脳からは、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化、WTO改革、貿易・投資を促進するための官民連携、AI・デジタル活用の推進及び能力構築、人口動態の変化への早急な対応、新たな経済成長の原動力となる文化・クリエイティブ産業の振興について発言があり、域内の持続可能な経済成長及び繁栄に向けて協力することで一致した。会議成果文書として、首脳宣言、閣僚共同声明、首脳宣言関連文書（APEC人工知能（AI）イニシアティブ（2026-2030年）/人口動態の変化に関する協力のための枠組み）が採択された他、閣僚会議では地政学的環境に関する議長声明が発出された。なお、今次首脳会議において、日本が2031年にAPEC議長となることが決定した。

2026年のAPECは中国が議長を務め、全体テーマ「共に繁栄するアジア太平洋コミュニティの構築（Building an Asia-Pacific community to Prosper Together）」の下、(1)開放（Openness）、(2)革新（Innovation）、(3)協力（Cooperation）の三つの優先課題に取り組んでいる。

日本としては、アジア太平洋地域の経済統合の実現に向けたFTAAPアジェンダの推進、質の高いインフラ開発・投資の促進、全ての人の利益のため安全かつ包摂的なAIの実現に向けた協力領域の拡大、中小企業、女性、障がい者を含む社会的弱者の経済参加の支援のためのデジタル技術の活用に関する議論の実施などを通じ、この地域の力強い成長力を取り込みつつ、我が国経済に豊かさと活力をもたらすことを目指している。また、デジタル貿易・電子商取引分野に関する具体的な取組を進めるとともに、市場歪曲措置の是正や公平な競争条件の確保にも取り組む。

5. 経済連携協定・投資関連協定

(1) 経済連携協定

① 経済連携協定（EPA/FTA）の意義

経済連携の推進には、締結国間の貿易投資を含む幅広い経済関係を強化する意義がある。より具体的には、輸出企業にとっては、関税削減・撤廃等を通じた輸出競争力の強化の面で意義があり、外国に投資財産を持つ企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。輸出の面では、関税削減・撤廃によって我が国からの輸出品の競争力を高められる。例えば、タイ向け自動車部品（20%）、インドネシア向け完成車（60%）、インド向け鉄鋼製品（5%）や電気電子機器（10%）といった製品の関税が撤廃されたほか、日ASEAN包括的経済連携協定、RCEP（地域的な包括的経済連携）協定、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）といった広域経済連携協定によって、企業のサプライチェーンの効率化や強靱化が実現している。海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益を我が国へ送金する自由の確保、現地労働者の雇用等を企業へ要求することの制限・禁止、民間企業同士で交わされる技術移転契約の金額及び有効期間への政府の介入の禁止等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の法的安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行うためのルールを定めている。

この他にも、我が国のEPAでは、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けていることが多い。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、貿易・投資の促進、電力・ガスの安定供給、模倣品対策の強化、関税・税務に関する事務手続の簡素化・透明化、外資規制緩和等につき議論し、ビジネス環境整備の一助となっている。

とりわけ近年、重要性を増しているグローバルサウス諸国等との経済連携も活発に推し進めるべく、新興国と EPA 交渉を行ってきており、2026年2月に日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）に署名し、3月には日・UAE 包括的経済連携協定（CEPA）の交渉妥結に至った。サプライチェーン強靱化や保護主義への対応等が求められる状況も踏まえ、交渉を通じ、自由貿易圏を拡大するのみならず、我が国企業の市場獲得・競争環境を有利にするべく、貿易・投資関係の強化に取り組んでいくことが重要となっている。

② 経済連携協定（EPA/FTA）をめぐる動向

世界を見渡すと、これまでに幅広い国々が数多くの EPA/FTA を締結してきている。WTO への通報件数を見ると、1948年から1994年の間に GATT に通報された RTA（FTA や関税同盟等）は124件であったが、1995年の WTO 創設以降、多くの RTA が通報されており、2026年2月末時点で GATT/WTO に通報された発効済 RTA は629件¹⁷⁵に上る。

特に、アジア太平洋地域では、2010年3月に TPP 協定交渉が開始され（我が国は2013年7月に交渉に参加）、その後、米国を除く11か国での交渉を経て、2018年3月には CPTPP が署名、2018年12月に発効した。2021年6月に開始された英国の加入手続は、2024年12月に加入議定書が発効した。2013年3月には日中韓 FTA、5月には RCEP 協定についてそれぞれ交渉が開始され、RCEP 協定は2022年1月に発効した。また、APEC 参加国・地域との間で、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）など地域経済統合の推進に関する議論が継続している。

近年の動きとして、近接した地域を越えた経済連携協定の取組が進行しており、世界的な FTA、EPA 締結の動きが活発化している。例えば、EU は2025年にインドネシアとの包括的経済連携協定に妥結し、2026年にはインドとの FTA が妥結、更にメルコスールや豪州との FTA にも署名し、その自由貿易圏を世界全体に拡大させている。中国は、2024年7月にセルビアとの FTA、2024年1月にニカラグア、5月にエクアドルとの FTA が発効し、2025年10月に ASEAN との自由貿易協定（ACFTA3.0 議定書）に署名した。韓国は、2023年1月にインドネシアとの CEPA（包括的経済連携協定）が発効した後、2024年にフィリピンとの FTA 発効、タイとの EPA 交渉開始、2025年にマレーシアとの FTA 妥結を通して、ASEAN 諸国と経済連携を深めている。更に、2024年に UAE との CEPA に署名、GCC と FTA の実質合意に至り、中東諸国との貿易環境を向上させている。

地域大の取組でも、CPTPP や RCEP 協定の動向に加えて、多様な動きが見られる。2021年の ASEAN 首脳会議議長声明では、いくつかの ASEAN+1FTA の改正に係る交渉と議論の進展（豪州、ニュージーランド、中国、インド、韓国と ASEAN）について言及された。アフリカでは、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）が2021年1月から運用開始された。また北米では、カナダ・米国・メキシコによる、NAFTA の後継となる USMCA が2020年7月1日に発効している。南米地域では、2026年1月、南米南部共同市場（メルコスール）と EU との FTA が署名に至った。

上記の包括的な EPA に加えて、分野別の協定を締結する動きも活発になっている。デジタル分野では、シンガポール、ニュージーランド、チリの3か国によるデジタル経済パー

¹⁷⁵ WTO, 'Regional trade agreements', https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm (Accessed April 2025).

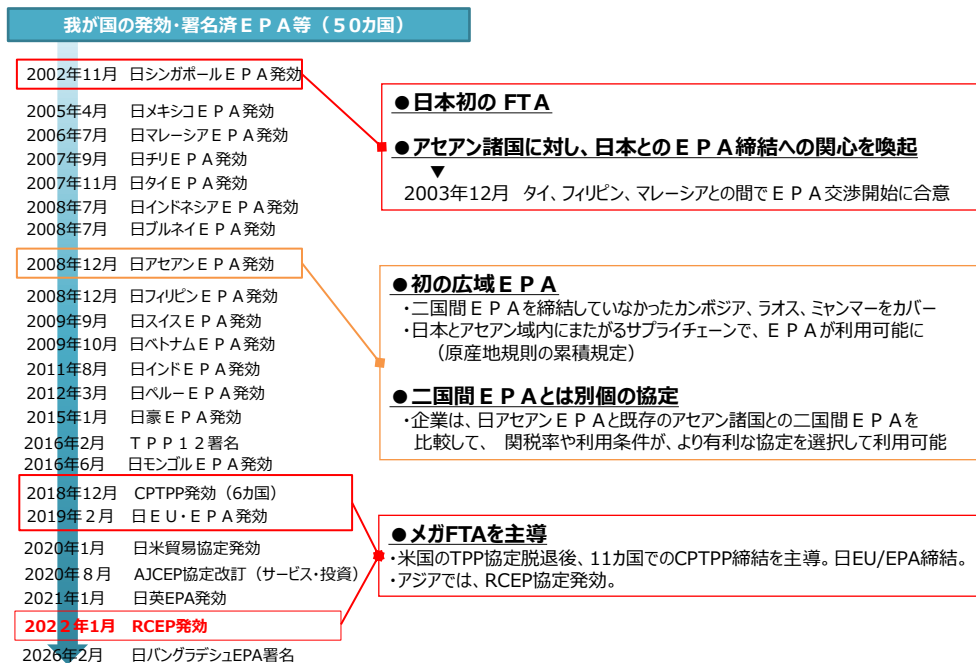
トナーシップ協定 (Digital Economic Partnership Agreement) が2020年6月に署名され、2021年1月 (チリは2021年11月) に発効した。2024年5月には、韓国の正式加入が発表された。同協定には、中国、カナダ、コスタリカ、ペルー、UAE、エルサルバドル、ウクライナ、タイ、ウルグアイが加入申請の動きを見せている。このうちコスタリカは、2025年1月に加入に関する議論の実質妥結が発表された。この他にも、星豪DEA (2020年12月発効)、星英DEA (2022年6月発効)、星韓DPA (2023年1月発効)、EU星DTA (2026年2月発効) など、様々なデジタル経済協定 (Digital Economic Agreement: DEA) やデジタルパートナーシップ協定 (Digital Partnership Agreement: DPA) を締結する動きが活発化している。

環境分野では、グリーン経済協定 (Green Economy Agreement: GEA) を締結する動きが見られる。2022年10月に星豪グリーン経済協定が署名され、17の協力イニシアティブの概要が附属書として公表されている。うち3分野は、アーリーハーベストとして成果物も同時に公表された。また2023年1月に、シンガポールとマレーシアの間でデジタル経済とグリーン経済における協力に関する枠組み (FoC) が署名された。さらに、2024年12月には、韓豪グリーン経済協定も署名されている。

③ 我が国経済連携協定をめぐる取組

我が国は、2026年3月現在、25か国・地域との間で22の経済連携協定を署名・発効済みである。2026年2月にバングラデシュとのEPAに署名し、3月にはUAEと交渉妥結に至った (第3-1-2-3図)。

第3-1-2-3図 日本のEPA交渉の歴史

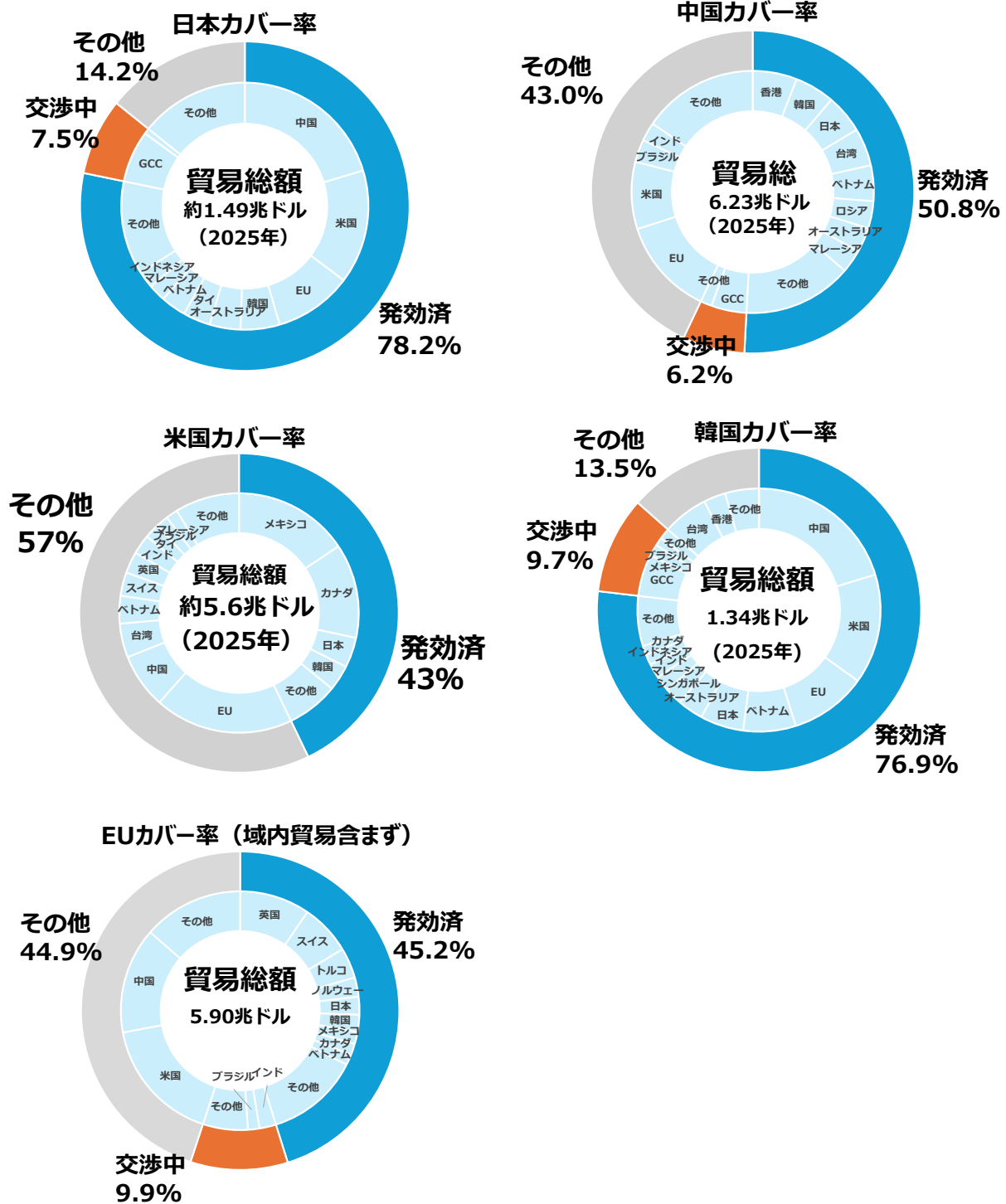


資料：経済産業省作成。

また、第3-1-2-4図のとおり、我が国の貿易におけるFTA等のカバー率は、中国や米国、EU等と比較しても高い水準である。自由貿易の拡大、経済連携協定の推進は、我が国の通

商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

第3-1-2-4 図 各国・地域のFTA等のカバー率



備考1：発効・署名・交渉状況は2026年3月末時点。JETRO「世界のFTAデータベース」を参照。

備考2：「交渉中までを含む」の数字には、交渉妥結済の数字も含まれる。

備考3：国・地域名の記載は日本・中国・韓国・米国・EU27（英国は含まれず）を特記。

備考4：同一の国とマルチのFTA、バイのFTAがともに進行している場合、貿易額は進行順（発効済→署名済→交渉中→その他）にカウント。なお、UAEはGCCに含まれる。

備考5：小数第1位を四捨五入のため、合計は必ずしも100%とにならない。

資料：貿易額データはGlobal Trade Atlasより取得（2025年1月-12月, Annual data）。一つの国につき複数のデータが存在する場合は最も大きい数値を取得。貿易総額は、輸出額と輸入額を足した数値。

2025年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」(骨太方針2025)には「自由で公正なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化に取り組む。CPTPP拡大・発展の議論の主導、EPAの拡大、RCEP協定の履行確保及びこれら経済連携の協定をいかす国内対策に加え体制の強化、サプライチェーン強靱化に向けた同志国との協調を進め、各国との経済的連結性を高める」と記載されている。我が国は経済連携を更に推進し、自由で公正な貿易・投資ルールの実現を牽引する。

(i) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(2018年12月30日発効)

(a) CPTPPの概要

我が国は、TPP協定に関し、2013年3月に交渉参加を表明、同年7月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの11か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015年10月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016年2月4日に署名がなされた。日本国内では、2016年12月9日に、TPP協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017年1月20日、TPP協定原署名国12か国の中で最も早く、国内手続完了の通報を、協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

2017年1月30日に、米国がTPPからの離脱を参加各国に通告した後は、米国以外の11か国の間で協定の早期発効を目指して協議が行われた。その結果、同年3月や5月の閣僚会合等を経て、同年11月9日、ダナンでの閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月8日にCPTPPが、チリで署名された。その後、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州が国内手続を完了させ、2018年12月30日にこれら6か国間で発効した。その後、2019年1月14日にはベトナムを加えた7か国間で、2021年9月19日にはペルーを加えた8か国間で、2022年11月29日にはマレーシアを加えた9か国間で、2023年2月21日にはチリを加えた10か国間で、2023年7月12日にはブルネイを加えた11か国間で効力を生じた。

CPTPPの着実な履行によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、環境など、幅広い分野で新たな共通ルールを世界に広め、自由で公正な経済秩序の拡大に資することが期待される。

(b) TPP委員会

TPP協定第27・1条、27・4条に基づき、協定の実施・運用等の検討や締約国の連携の定期的見直し等を目的としたTPP委員会が、CPTPPの発効後9回開催された。2025年11月には第9回TPP委員会が開催され、ウルグアイの加入手続の開始とともに、UAE、フィリピン及びインドネシアについても、適切であれば2026年に加入交渉を開始することが決定された。

(c) CPTPPへの加入要請

2021年2月、英国が加入要請を通報した。我が国は、2021年のTPP委員会の議長国として、ハイスタンダードかつバランスの取れたCPTPPの進化及び拡大に向けて議論をリードしていく旨を表明した。

2021年9月以降、第1回英国加入作業部会が開催され、英国から本協定の義務の遵守について説明を聴取した。2022年2月に第1回英国加入作業部会が終了し、2023年3月に英国の加入交渉が実質妥結した。その後、2023年7月にニュージーランド・オークランドで行われた第7回 TPP 委員会において英国加入議定書に署名。2024年12月に同議定書が発効した。

2021年9月に中国、台湾、12月にエクアドル、2022年8月にコスタリカ、12月にウルグアイ、2023年5月にウクライナ、2024年9月にインドネシア、2025年8月にフィリピン、UAE が、11月にカンボジアがそれぞれ寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。

2024年11月以降、コスタリカの加入作業部会が開催され、2026年3月末時点で交渉中である。また前述のとおり、第9回 TPP 委員会において、ウルグアイの加入作業部会設置が決定した。我が国としては、加入関心を持つエコノミーが本協定のハイスタンダードを満たす能力と意図があるのかどうか、しっかり見極める必要があると考えており、戦略的観点や国民の理解も踏まえて他の CPTPP 締約国とも議論していく。

(d) CPTPP の一般的な見直し

TPP 協定第 27・2 条 1 (b) では、同協定の効力発生の日から3年以内に、及びその後は少なくとも5年ごとに、締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこととされており、2021年以降、CPTPP の一般的な見直しに関する議論が行われてきた。2025年11月の TPP 委員会で一般的な見直しを終え、電子商取引、競争力及びビジネスの円滑化等の分野で交渉を通じた協定規律の強化が決定されたほか、経済的威圧、市場歪曲的慣行等の新しい課題への取組も継続していくこととなった。

(e) EU・ASEAN との対話

世界の経済情勢が混乱を増す中、ルールに基づく貿易システムへの支持を示し、CPTPP が国際貿易システムにもたらす好影響を更に強化することを目的として、EU 及び ASEAN との対話を実施することとなった。2025年11月に第1回の閣僚級の貿易投資対話が開催され、EU 及び ASEAN それぞれとの間で、①ルールに基づく自由で開かれた貿易体制の重要性について一致するとともに、②貿易及び投資の円滑化、デジタル貿易、サプライチェーンの強靱化などの分野における具体的な協力について、来年の対話の開催までに議論を進めることとなった。

(ii) 日 EU 経済連携協定 (日 EU・EPA) (2019年2月1日発効)

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EU との EPA が挙げられる。我が国と EU は、世界人口の約1割¹⁷⁶、貿易総額の約3割¹⁷⁷、名目 GDP の約2割¹⁷⁸を占める重要な経済的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が国経済成長をもたらすと同時に、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものと

¹⁷⁶ 外務省「日 EU 経済関係資料」、2025年4月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100510867.pdf> (2025年6月5日閲覧)。2024年。

¹⁷⁷ 同上。貿易総額は、日本の輸出額及び輸入額と EU の輸出額及び輸入額を足した数値。EU の貿易総額には、EU 域内の貿易総額を含む。

¹⁷⁸ 同上。

いえる。EUは、近隣諸国や旧植民地国を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、2017年から先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（the Comprehensive Economic and Trade Agreement: CETA）が暫定発効されている。また、南米南部共同市場（メルコスール）との貿易協定（EU-Mercosur Trade Agreement）は、2023年12月6日、政治合意に至っている。

日EU・EPAについては、2013年3月に行われた日EU首脳電話会談で、日EU・EPA及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意し、2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018年7月17日に署名、同年12月21日に日EU双方は本協定発効のための国内手続を完了した旨を相互に通告し、2019年2月1日に発効した。

協定発効以来、閣僚級の商品委員会を開催し、協定の適正かつ効果的な運用を確保してきたほか、事務レベルにおいても12分野の専門委員会・作業部会が設置、開催されている。2024年1月、「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する日EU・EPA改正議定書が署名され、同年7月1日に発効した。

また、2025年7月の第30回日EU定期首脳協議において、国際経済秩序が不確実性を増す中、信頼できるパートナーである日・EUが、日EU・EPAも活用しながら経済面でも連携を強化していくことで一致した。

(iii) 地域的な包括的経済連携協定（RCEP（アールセップ）：Regional Comprehensive Economic Partnership）協定（2022年1月1日発効）

RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割¹⁷⁹、我が国の貿易総額の約5割¹⁸⁰を占める広域経済圏を創設するものであり、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化・強靱化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備するものである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内での更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域EPAの実現により、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることを期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって、EPAを活用する企業の負担軽減が図られる。

2012年11月のASEAN関連首脳会議で、「RCEP交渉の基本方針及び目的」が16か国（ASEAN10か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の首脳によって承認され、RCEPの交渉立上げが宣言された。

¹⁷⁹ 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に関するファクトシート」、2021年4月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100115475.pdf>（2025年6月5日閲覧）。貿易総額は輸出額ベース。

¹⁸⁰ 同上。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすることが盛り込まれた。第1回 RCEP 交渉会合は、2013年5月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第1回交渉会合が開催されて以降、3回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合の開催を経て、2020年11月15日の第4回 RCEP 首脳会議の機会に署名に至った。インドは、交渉立上げ宣言以来、2019年11月の第3回 RCEP 首脳会議に至るまで、7年間にわたり交渉に参加してきたが、その後交渉への参加を見送った。我が国を始め各国は、その戦略的重要性から、インドの復帰を働きかけたが、2020年の署名は、インドを除く15か国となった。しかしながら、RCEP 協定署名の際、RCEP 協定署名国は、RCEP 協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドの RCEP への参加に係る閣僚宣言」を発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定めた。

署名後、各国の国内手続を経て、2022年1月1日より、日本、豪州、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国について RCEP 協定が発効し、続いて、韓国（同年2月1日）、マレーシア（同年3月18日）、インドネシア（2023年1月2日）、フィリピン（同年6月2日）についても発効した。

2022年9月17日には、RCEP 協定発効後初めてとなる RCEP 閣僚会合を開催した。2025年9月25日に行われた第4回 RCEP 閣僚会合では、国際貿易をめぐる環境が大きく変化する中、RCEP をルールベースの国際貿易秩序の強化に資するプラットフォームの一つとして更に発展させていくための方向性について議論された。また、共同議長を務めた武藤経済産業大臣から、地域における自由で公正なルールに基づく経済秩序の構築に向けて、協定の透明性のある履行や、RCEP を通じて貿易・投資面の新たな課題に対応する必要性を発言し、閣僚間で認識を共有した。2025年10月27日には第5回 RCEP 首脳会議が開催され、RCEP 協定の完全かつ効果的な実施、RCEP 協定上の義務と不整合な措置を控えること、2027年に予定されている協定の一般的な見直しの準備を進めること、協定のスタンダードを確保しつつ加入のプロセスを前進させること等で一致し、これらの内容を含む共同首脳声明が発出された。

(iv) 日バングラデシュ EPA（署名済）

日バングラデシュ EPA

バングラデシュは、1億7,000万人もの人口を有し¹⁸¹、一大消費市場として注目されており、その経済成長に伴い、進出日系企業も増加している。日バングラデシュ EPA の締結によって、関税の撤廃や投資環境の整備が実現し、両国間の貿易及び投資が拡大することが期待される。また、両国企業によるビジネスの活性化、さらには両国の政治・外交関係を強化することにもつながると考えられる。

外交関係樹立50周年である2022年12月、日本国政府とバングラデシュ政府は、「あり得べき日バングラデシュ EPA に関する共同研究」を立ち上げることで一致し、2023年4月、7月、9月に計3回にわたって共同研究会合を開催した。同年12月にはその成果をま

¹⁸¹ 世界銀行「World Development Indicators」

とめた共同研究報告書を発表し、EPA 締結のための交渉を開始することを提言した。2024年3月に、両政府はEPAの交渉開始を決定し、同年5月に第1回交渉会合を開催した。その後、2025年9月までに計7回の交渉会合を開催し、2025年12月に大筋合意を発表、2026年2月に署名に至った。

(v) 日 UAE・CEPA (交渉妥結)

UAEは、我が国第1位の原油調達先国であり、日本の自主開発油田の約4割が存在するエネルギー安全保障上の最重要国の一つである。中東・北アフリカ地域で、日本企業が最も進出するビジネス拠点でもあり、2021年にはドバイ国際博覧会を開催し、併せて成長戦略、ネット・ゼロ戦略を発表するなど、新たな成長機会がもたらされる可能性が大きい国である。野心的で、バランスの取れた、包括的な日 UAE・EPAの締結により、貿易及び投資の拡大を始めとする両国間の経済関係の強化が期待される。

2024年9月18日、日本国政府とUAE政府は、日 UAE・EPA交渉の開始を決定した。これを受け、2024年11月に第1回交渉会合を開催した。その後、2026年1月までに計7回の交渉会合を開催し、2026年3月に交渉妥結を発表した。なお、名称はCEPAで合意した。

(vi) 交渉中 FTA (日中韓 FTA・日コロンビア EPA・日トルコ EPA・日 GCCEPA)

(a) 日中韓 FTA

日中韓3か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の2割超¹⁸²を占める。

2013年3月に交渉を開始して以降、2019年11月までに計16回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関及び手続円滑化、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫(SPS)、貿易の技術的障害(TBT)、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行ってきた。

直近の動きとして、2024年5月に開催された第9回日中韓サミットで、交渉を加速していくための議論を続けることを確認した。その後の2025年3月に開催された日中韓経済貿易大臣会合でも同様に、交渉を加速していくための議論を続けることで一致している。

(b) 日コロンビア EPA

コロンビアは、太平洋と大西洋に面する北中米と南米の結節点に位置し、豊富なエネルギー・鉱物資源を有する。また、中南米第3位である約5,200万人の人口を有する¹⁸³ほか、平均経済成長率は2.7% (2014年～2024年) である¹⁸⁴。中南米地域で自由開放経済を主導する太平洋同盟のメンバーであり、米国・カナダ・EU及び韓国とのFTAも発効済である。日コロンビアEPAを通じた貿易・投資環境の改善により、輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待されている。

¹⁸² Trilateral Statistic Hub, <https://data.tcs-asia.org/ja>.

¹⁸³ 世界銀行「World Development Indicators」

¹⁸⁴ IMF「WEO」(2025年10月)。

2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談で、両国はEPA交渉を開始することで一致した。同年12月に第1回交渉会合が開催され、2015年8月から9月にかけて第13回交渉会合が開催された。

(c) 日トルコ EPA

トルコは、人口8,600万人¹⁸⁵を超え（2025年末時点）、国民の年齢中央値が30歳台半ば¹⁸⁶と若い魅力的な国内市場を持っている。加えて、欧州及び周辺国市場への生産拠点として注目されている。日トルコEPAによって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化が図られ、トルコへの日本企業の輸出が後押しされるとともに、トルコの投資環境関連制度の改善により、トルコへの日本企業の投資促進も図られることが期待される。

トルコと我が国は、2012年7月に第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコEPAの共同研究を立ち上げることで合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され、同年7月に、日本・トルコの両政府にEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談で、両国はEPA交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催された。その後、2019年10月までに計17回の交渉会合を開催した。特に、2019年は1月・6月に閣僚級で議論するとともに、同年中に5回の交渉会合を実施するなど交渉が加速した。直近では、2023年9月に西村経済産業大臣とボラット貿易大臣が、EPA交渉加速化を含む貿易・投資の促進及び経済関係強化に関する協力覚書に署名した。同月に行われた日トルコ首脳会談でも、両首脳はEPAの早期妥結に向けて協議を続けることで一致した。

(d) 日GCC・EPA

GCCは、中東6か国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE）から構成され、5,640万人¹⁸⁷の人口を擁する。同地域は、世界の原油埋蔵量の約3割¹⁸⁸を有し、原油生産量の約2割¹⁸⁹、天然ガス生産量の約1割¹⁹⁰を産出する重要な地域である。また、我が国は原油の約9割¹⁹¹、天然ガスの約1割¹⁹²を同地域から輸入している。

GCCと我が国は、経済関係の強化に向け、2006年9月にEPA交渉を開始し、2009年までの間に2回の交渉会合及び4回の中間会合を開催した。2009年以降、交渉がGCC側の都合で中断していたが、2023年7月に岸田内閣総理大臣がサウジアラビアを訪問した際、ブダイウィGCC事務総長と会談し、日GCC・FTA交渉を2024年中に再開すること

¹⁸⁵ トルコ統計局、<https://veriportali.tuik.gov.tr/en/press/53899>

¹⁸⁶ 同上

¹⁸⁷ 外務省「湾岸協力理事会（GCC）概要」、2023年5月18日、

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000547.html

¹⁸⁸ BP, 'Statistical Review of World Energy 2021', <https://www.bp.com/content/dam/bp/business-sites/en/global/corporate/pdfs/energy-economics/statistical-review/bp-stats-review-2021-full-report.pdf>. クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAEの5か国の数値。2020年末時点。

¹⁸⁹ 同上。クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAEの5か国の数値。2020年末時点。

¹⁹⁰ 同上。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAEの6か国の数値。2020年末時点。

¹⁹¹ 財務省「貿易統計」

¹⁹² 同上

で一致し、これを受け、2024年12月に交渉再開後第1回交渉会合を、2025年6月に第2回交渉会合を実施した。

(vii) あり得べき EPA に関する共同研究

(a) イスラエル

日イスラエル外交関係樹立70周年となる2022年の11月に、日本政府とイスラエル政府は、「あり得べき日・イスラエル EPA に関する共同研究」を立ち上げることで一致し、2023年3月、8月、9月に共同研究会合を開催した。

(viii) EPA の一層の利用推進に向けた取組

グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、上述の新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTA の利用の促進、既存 EPA の見直し等も重要である。

CPTPP、日 EU・EPA、日米貿易協定及び日英 EPA に加え、RCEP 協定が発効に至り、以前にも増して、EPA 等の利活用が重要な段階にある。そこで、経済連携協定等を最大限に活用するとともに、コロナ禍に生じた社会経済活動の変化や明らかになった課題に対応するため、2020年12月に「総合的な TPP 等関連政策大綱」が改訂され、中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制を強化し、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む旨が明記された。こうした背景も踏まえ、経済産業省は、JETRO や関係省庁と協力して、EPA の利活用促進を目的として、①原産地証明書のデジタル化による利便性向上、②EPA 関連の国内手続のデジタル化、③きめ細やかな中小企業支援等に取り組んでいる。

(a) 原産地証明書のデジタル化による利便性向上

まず、海外と連携して取り組んでいる課題として、原産地証明書（以下、CO）のデジタル化が挙げられる。これまで CO は紙でやりとりされることが多く、事務コストが高いこと、CO の紛失・遅延等のリスクがあることから、EPA 等を利用する事業者からは、貿易円滑化の観点からデジタル化の要望が高まっている。このため、前述の「総合的な TPP 等関連政策大綱」でも、CO のデジタル化に政府一丸となって取り組むこととされている。日本国税関は、既に CO の PDF ファイル等による提出を認めているが、日本で発給する CO も、2025年度までに九つの EPA（日インド CEPA、日豪 EPA、日チリ EPA、日ベトナム EPA、日マレーシア EPA、AJCEP（ベトナム・マレーシア向け）、RCEP、日モンゴル EPA、日メキシコ EPA）について、PDF ファイルでの CO 発給が実現した。さらに、2026年度より日ペルー EPA についての PDF ファイルでの発給が開始される予定。また、CO 情報を電子的に交換するデータ交換（輸出国の発給当局から輸入国税関に CO の電子データを送付）は、取引コストを更に引き下げることが期待されている。CO のデータ交換については、2023年度より日インドネシア EPA、2025年度より日タイ EPA において運用を開始したほか、AJCEP 協定において導入に向けた協議を進めている。

(b) EPA 関連の国内手続のデジタル化

国内での取組として、2021年8月、JETRO が CO の申請書類作成を支援するソフト（通称、「原産地証明書ナビ」）を公表し、同ツールの無償提供を開始した。これにより、輸出に当たって EPA を利用・検討している企業（特に中小企業）が、CPTPP を含む EPA の CO を簡易かつ効率的に作成できるようになった。

また、令和3年度補正予算で、中堅・中小企業が簡易かつ低コストでEPAを利用するためのデジタルプラットフォームを整備するための実証を実施した。当該実証を通じて、①輸出品及び原材料に対応するHSコードの検索、②各EPAの関税率・品目別原産地規則(PSR)の比較による最適なEPAの選択、③原産性の証明に必要な書類の準備、④原産性の証明に必要なサプライヤーからの情報提供等のプロセスをワンストップでサポートするプラットフォーム(プロトタイプ)を開発した。さらに、実証プロセスで、EPAの利用が多い10業種の業界団体と協力し、業界ごとに、①EPA利用マニュアル、②原産性の証明に必要な根拠書類の標準フォーマット、③業界専門用語とHSコードの候補の組み合わせに係るデータセットを作成した。

(c) きめ細やかな中小企業支援等

中堅・中小企業等の新市場開拓のための、総合的支援体制の強化に取り組んでいる。具体的には、TPP等を活用した中堅・中小企業等の市場開拓のための新輸出大国コンソーシアムの活用、RCEP協定・CPTPP・日英EPA・日EU・EPA・日米貿易協定等のEPAの利用に関するセミナーの実施、相談窓口の充実、活用事例集及び解説書等の作成・配布、WEB広告を始めとするSNSを通じた周知等の取組を通じて、EPA/FTAの利活用支援・海外展開支援を行っている。

また、中小企業を含めた我が国企業によるEPA利活用をきめ細かく支援するために、経済産業省と業界団体で連携した取組も進めている。例えば、特に部品点数が長く、サプライチェーンが複雑な自動車業界については、経済産業省の「自動車産業適正取引ガイドライン」で、EPA利用拡大にも資するよう、国内乗用車販売台数の申請準備に係る完成車メーカーと部品メーカーの協力や、関連書類作成に当たってのデジタルプラットフォームの活用による省力化を、ベストプラクティスとして推奨している。

さらに、EPAの利活用を推進するための手法について検討するために、2022年7月に、「EPA活用推進会議」を設立し、10業種の業界団体・企業や関連サービスを提供する民間企業、学識者、政府関係機関が一同に会し、前述のデジタル・ワンストップサービスの開発・改善や、広報周知、原産地証明制度等の運用改善、EPA関税認定アドバイザー等の専門家との連携強化、検認の透明性向上等について議論している。

(2) 投資関連協定

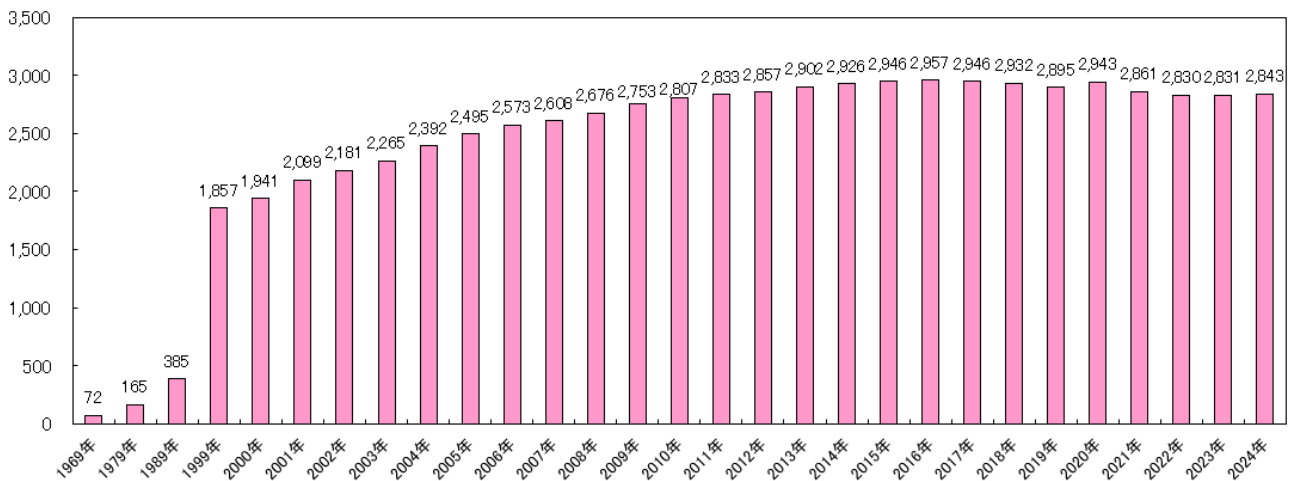
① 世界の投資協定をめぐる状況

1980年代以降、世界の対外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長を牽引する大きな役割を果たしている。

対外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資受入国での差別的扱いや収用(国有化も含む)などのリスクから自国の投資家とその投資財産を保護するため、投資協定を締結してきた。投資ルールは、貿易に関するWTO協定のような多国間協定がなく、二国間若しくは地域協定が中心となっている。

世界の投資協定数は、2024年末時点で約2,843件となっている(第3-1-2-5票)。

第3-1-2-5 図 世界の投資協定数の推移



資料：UNCTAD「World Investment Report 2025」から経済産業省作成。

② 投資協定の主な規定内容

従来の投資協定は、投資受入国における投資財産の収用や法律の恣意的な運用等のカントリーリスクから投資家を守り、保護することを主目的として締結されてきた。こうした内容の協定は「保護型」の投資協定と呼ばれ、投資財産設立後の内国民待遇や最恵国待遇、収用の原則禁止及び合法とされる収用の要件と補償額の算定方法、送金の自由、締約国間の紛争解決手続、投資家と国家との間の紛争解決（ISDS）手続等を主要な内容とする。1990年代に入ると、そのような投資財産保護に加えて、投資設立段階の内国民待遇や最恵国待遇、パフォーマンス要求¹⁹³の禁止、外資規制強化の禁止や漸進的な自由化の努力義務、透明性確保（法令の公表、相手国からの照会への回答義務等）等を盛り込んだ「自由化型」の投資協定が出てきた（第3-1-2-6表）¹⁹⁴。

¹⁹³ 例えば、投資受入国が一定の現地調達（ローカルコンテンツ）比率を満たすことや、製造したものの総量のうち一定の比率を輸出すること等を投資活動に関する条件として要求すること。

¹⁹⁴ 代表的なものとして我が国の場合、二国間EPAの投資章や、日韓、日・ベトナム、日・カンボジア、日・ラオス、日・ウズベキスタン、日・ミャンマー投資協定等がこのタイプにあたる。

第3-1-2-6表 投資協定の主な内容

1. 投資財産の保護&投資家に対する公正な待遇
①一度受けた事業許可を後で撤回されない
②事業資産を収用・国有化されない
③規制が強化されたことによって事業が継続できなくなる事態を防ぐ（間接収用” indirect expropriation”）
④相手国政府と締結した投資契約・コンセッション契約が遵守される（アンブレラ条項）
⑤日本への送金の自由が確保される
2. 現地資本以外の企業（外国企業）との間で差別的な待遇を禁止（最恵国待遇（MFN））（自由化型協定では投資設立段階も含む）
3. 現地資本企業との間で差別的な待遇を禁止（内国民待遇（NT））（自由化型協定では投資設立段階も含む）
4. 投資家及び投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇(FET: Fair and Equitable Treatment)を与える義務
5. 協定によっては、次のような投資許可要件を禁止しているものもある。（パフォーマンス要求（PR）の禁止）（自由化型協定では投資設立段階も含む）
①一定割合・水準の物品・サービスを輸出するよう要求すること
②一定割合・水準の現地調達を達成するよう要求すること
③現地の物品・サービスを購入、利用又は優先するよう要求すること
④輸入量・輸入額を、輸出量・輸出額又は外貨の獲得量と関係づけるよう要求すること
⑤生産した物品・サービスの国内販売量・販売額を、輸出量・輸出額又は外貨獲得量と関係づけるよう要求すること
⑥輸出又は輸出のための販売を制限するよう要求すること
⑦取締役、経営者等が一定の国籍であることを要求すること
⑧現地資本のパートナーに技術移転するよう要求すること
⑨一定地域の管理拠点(headquarter)を現地に置くよう要求すること
⑩一定割合・一定人数の現地人を雇用するよう要求すること
⑪現地で一定程度の研究開発予算を投じるよう要求すること
⑫一定地域に対して、排他的に産品を供給するよう要求すること（他国に別の供給拠点を設立しないこと）
⑬ロイヤリティの額、率を一定の水準以下にすること
6. 紛争処理手続
①締約国間
②投資受入国と投資家
7. 法令や制度の公開による透明化や法令改正時のパブリックコメントの実施（自由化型協定では投資設立段階も含む）

備考：協定により具体的な規律等は異なる。

資料：経済産業省作成。

③ エネルギー憲章条約の主な規定内容

投資協定と同じように、投資紛争に関して国際仲裁への付託を可能とする多国間の条約として、エネルギー憲章条約（ECT）がある。1998年に発効したエネルギー憲章条約は、エネルギー分野における投資の保護及び自由化に関し、一般的な二国間の投資協定と類似の内容（締約国が外国投資家の投資財産に対して内国民待遇又は最恵国待遇のうち有利なもの付与すること、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛争解決手続等）について規定している。発効から20年以上経過している本条約については、改正等が必要な条項を検討する条約の近代化の議論が2017年から開始され、2020年から本格的な交渉が行われた。その結果、2022年6月に実施された臨時エネルギー憲章会議で、近代化交渉

の実質合意がなされ、改正 ECT では、水素やアンモニア等の新たなエネルギー原料が投資保護規律の対象に加えられるとともに、EU 及び英国における化石燃料関連投資が原則として投資保護の対象から外れることとなったほか、投資保護に係る締約国の義務の明確化、ISDS 手続の詳細の明文化、持続可能な開発と企業の社会的責任に係る条文の新設、通過の自由を更に促進させるための努力義務等が含まれることが合意された。

2022 年 11 月にエネルギー憲章会議第 33 回会合、2023 年 11 月にエネルギー憲章会議第 34 回会合が開催されたが、ECT を取り巻く状況を踏まえて各国で議論した結果、近代化された改正 ECT の採択を延期して議題として取り上げないこととなったため、採択は行われなかった。

この状況の中、2022 年 12 月にはフランス、ドイツ、ポーランドが脱退を通告、2023 年にはルクセンブルク（6 月）、スロベニア（10 月）、2024 年にはポルトガル（2 月）、スペイン、英国（4 月）、EU 及び欧州原子力機関(Euratom)、オランダ（6 月）、デンマーク（9 月）が脱退の通告をし、それぞれ通告の一年後に脱退した。また、2025 年 8 月、リトアニアが脱退の通告を行った。さらに 2026 年 1 月、EU 委員会は、EU 脱退後も ECT に引き続き加盟している 16 か国に対して、ECT 脱退を要請する旨の正式通知を送付することを決定し、同年 3 月にはアイスランドが脱退の通告を行った。

この間、2024 年 5 月には、EU 理事会は、EU 及び Euratom が ECT から離脱する一方、EU 加盟国が次回のエネルギー憲章会議で ECT の近代化を支持することを妨げない旨を決議した。こうした経緯を経て、2024 年 12 月 3 日に開催されたエネルギー憲章会議第 35 回会合で、改正 ECT が採択された。なお、「ECT 本文の改正」並びに附属書 NI セクション C 及びその他の附属書の修正・変更は、2025 年 3 月 3 日までに暫定的適用を受け入れない旨の宣言をしない締約国間では、2025 年 9 月 3 日から暫定的に適用されることとなった。我が国は、2025 年 3 月 3 日に、暫定的適用を受け入れない旨の宣言を行った。

④ 我が国の投資関連協定をめぐる最近の状況

我が国経済成長をより強固で安定的なものにしていくためには、日本企業が積極的に海外でのビジネスを拡大し、市場獲得、競争力強化を図っていくことが重要である。実際、日本企業による海外直接投資は、フロー及びストックとも米国に次ぐ世界第 2 位¹⁹⁵の地位を占めており、海外直接投資収益は経常収支黒字を支える大きな要因となっている¹⁹⁶。日本政府としては、日本企業の海外直接投資、海外でのビジネスが円滑に行われるよう、制度環境を整備していくことが求められる。かかる観点から、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大、紛争解決等について規定する投資協定及び投資章を含む EPA/FTA（以下、投資関連協定）は、投資支援のツールとしての重要性を一層増している。日本政府は、他の経済政策と並び、既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速し、投資環境の整備を進めている。

2016 年 5 月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（アクションプラン）では、2020 年までに、100 の国・地域を対象に投資関連協

¹⁹⁵ UNCTAD 「World Investment Report2025」参照。

¹⁹⁶ 財務省「国際収支状況」参照。

定を署名・発効すること、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保すること等を指針として掲げ、積極的かつ集中的に投資関連協定の締結に取り組んできた。

2021年3月には、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（成果の検証と今後の方針）」を策定し、アクションプラン以降の取組を検証した。二国間投資協定のみならず、CPTPP、AJCEP、RCEPなど、投資章を含む多国間の投資連携協定交渉にも積極的に取り組み、締結・発効に至っている。加えて、多くの投資協定において、自由化型が採用され、我が国産業界が重視する公正衡平待遇、締約国間の紛争解決手続、ISDS手続等を主な内容とする。

さらに、今後の方針としては、アクションプランで100の国・地域という目標値が設定されたことを踏まえ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進めることとし、特に、中南米及びアフリカを中心的な検討先とすることを明記した。加えて、投資関連協定の実効性の観点から、経済関係団体等との連携、在外公館・JETRO等を通じた、積極的な情報発信に努めることとしている。

2026年3月現在、61本の投資関連協定が署名され、うち54本が発効済みとなっている（第3-1-2-7表）。また、交渉中の協定を含めれば97の国・地域をカバーすることとなった。今後も、産業界のニーズや相手国の事情に応じ、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めていく必要がある。

第3-1-2-7表 我が国の投資関連協定の発効又は署名の状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977年1月28日	1978年1月14日
スリランカ	1982年3月1日	1982年8月7日
中国	1988年8月27日	1989年5月14日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日
パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
シンガポール（経済連携協定）	2002年1月13日	2002年11月30日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ（経済連携協定）	2004年9月17日	2005年4月1日
マレーシア（経済連携協定）	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン（経済連携協定）	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ（経済連携協定）	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ（経済連携協定）	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
ブルネイ（経済連携協定）	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア（経済連携協定）	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
ベトナム（経済連携協定）※1	2008年12月25日	2009年10月1日
スイス（経済連携協定）	2009年2月19日	2009年9月1日
インド（経済連携協定）	2011年2月16日	2011年8月1日
ペルー（経済連携協定）※2	2011年5月31日	2012年3月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日
コロンビア	2011年9月12日	2015年9月11日
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日
日中韓	2012年5月13日	2014年5月17日
イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
サウジアラビア	2013年4月30日	2017年4月7日
モザンビーク	2013年6月1日	2014年8月29日
ミャンマー	2013年12月15日	2014年8月7日
豪州（経済連携協定）	2014年7月8日	2015年1月15日
カザフスタン	2014年10月23日	2015年10月25日
ウルグアイ	2015年1月26日	2017年4月14日
ウクライナ	2015年2月5日	2015年11月26日
モンゴル（経済連携協定）	2015年2月10日	2016年6月7日
オマーン	2015年6月19日	2017年7月21日

TPP（経済連携協定）	2016年2月4日	未定
イラン	2016年2月5日	2017年4月26日
ケニア	2016年8月28日	2017年9月14日
イスラエル	2017年2月1日	2017年10月5日
アルメニア	2018年2月14日	2019年5月15日
CPTPP（経済連携協定）	2018年3月8日	2018年12月30日
アラブ首長国連邦	2018年4月30日	2020年8月26日
EU（経済連携協定）	2018年7月17日	2019年2月1日
ヨルダン	2018年11月27日	2020年8月1日
アルゼンチン	2018年12月1日	未定
ASEAN（経済連携協定）	2019年2月26日	2020年8月1日
モロッコ	2020年1月8日	2022年4月23日
コートジボワール	2020年1月13日	2021年3月26日
英国（経済連携協定）	2020年10月23日	2021年1月1日
RCEP（経済連携協定）	2020年11月15日	2022年1月1日
ジョージア	2021年1月29日	2021年7月23日
バーレーン	2022年6月23日	2023年9月6日
アンゴラ	2023年8月9日	2024年7月21日
ザンビア	2025年2月6日	未定
パラグアイ	2025年12月5日	未定
タジキスタン	2025年12月19日	未定
セルビア	2025年12月24日	未定
バングラデシュ（経済連携協定）	2026年2月6日	未定

※1：2004年12月19日に発効した日・ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。

※2：2009年12月10日に発効した日・ペルー投資協定の内容が組み込まれている。

※3：改正議定書。

備考：台湾とは民間窓口機関の取決めが2011年9月22日に署名されており、2012年1月20日に手続きが完了している。

資料：経済産業省作成。

⑤ 今後の課題

多くの投資協定では、ISDS 手続規定を設けている。これは、投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との紛争を、投資紛争解決国際センター（ICSID）¹⁹⁷ 条約や国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）¹⁹⁸ 仲裁規則等に基づく国際投資仲裁に付託することを認めるものである。

しかし近年、この ISDS を投資協定に含めることを好まない国が増加している。その背景として、ISDS に投資家寄りの制度的なバイアスが存在するとの見方や、国家主権や柔軟な政策余地の確保が必要であるといった主張が挙げられる。例えば、ブラジルは、ISDS は憲法に反するとして、これまで ISDS を含む投資協定を締結していないほか、南アフリカ、ベネズエラは、政策余地や国家主権の確保等の観点から ISDS を含む投資協定を一方的に

¹⁹⁷ 世界銀行グループの1機関である常設の仲裁機関。所在地はワシントン D.C.。

¹⁹⁸ 所在地はオーストリア（ウィーン）。

終了させた。また、ISDSを投資協定に含めること自体は否定しないものの、インドやナイジェリア等は、ISDSに提起する前に裁判所等国内での救済を完了することを要件とすることを自国の新たなモデル投資協定に規定する等、ISDSのリスク等を踏まえて協定の規定を見直す国もある。

このような状況の中、UNCITRALでは2017年からISDS改革について議論が行われる等、多国間の枠組みでの検討も進められている。このような傾向は、ISDSが投資家救済の観点から一定の成果をあげたことの裏返しでもあるが、将来におけるISDS活用の余地が狭められることにつながる懸念もあることから、国際的な動向を注視しつつ、必要な対応を検討していく必要がある。

6. 新たな多国間連携（日米豪印、デジタル等）

(1) 日米豪印首脳会合

2024年9月、日本、米国、豪州、インドの4か国は、日米豪印首脳会合を米国にて対面で開催した。岸田内閣総理大臣から、日米豪印の4か国が「自由で開かれたインド太平洋」という共通のビジョンへの強固なコミットメントを国際社会に示し続けていくことがますます重要である旨述べ、4か国首脳間でその旨一致した。

同会合の機会に日米豪印首脳共同声明が発出され、経済産業省関連では、重要・新興技術や気候及びクリーンエネルギー、サイバー等における4か国間の協力を更に推進することが盛り込まれた。

(2) デジタル通商ルール

近年、越境データ流通量は増加傾向にある。急速に発展するデジタル経済の機会をいかすためには、データの利活用が不可欠であり、これが社会課題の解決や企業価値向上に貢献すると期待されている。

2019年1月のダボス会議で、安倍内閣総理大臣がDFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）を提唱し、同年6月のG20大阪サミットで、プライバシーやセキュリティ等の課題に対処することでデータの自由な流通を更に促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化することができるとするDFFTの考え方が示された。

DFFTの推進に向けて、デジタル庁を含む関係省庁が連携しており、特に通商ルール分野の関連では、以下の取組がある。

① WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉

日本は、豪州、シンガポールと共に、WTO電子商取引共同声明イニシアティブの共同議長国を務めており、電子商取引に関する高い水準かつ商業的に意義あるルール作りを目指して、91か国・地域の参加を得て、2019年から交渉を行ってきた。

2024年7月には、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成した旨の共同議長国声明を発出するとともに、テキストを公表した。

2026年3月には、MC14に際して、日本を含む66のWTO加盟国・地域は「電子商取引に関する協定のための暫定的な措置」を採択した。詳細は、第3部第1章第2節第3項(2)①を参照。

② 経済連携協定における電子商取引章

CPTPP（2018年12月発効）の電子商取引章で、データ流通を促進する国際約束の先駆けとして、情報の電子的手段による国境を越える移転（いわゆる、データの自由流通の原則）やコンピュータ関連設備の設置要求の禁止等について規定された。

以降、日米デジタル貿易協定（2020年1月発効）、日英 EPA（2021年1月発効）、RCEP（2022年1月発効）でも同様の規定が盛り込まれた（なお、協定ごとに例外範囲などの違いあり）。

また、日 EU・EPA（2019年2月発効）では、同協定内の規定（第 8.81 条）に従い、「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることの必要性の再評価についての協議が行われ、2022年10月に正式交渉を開始、2023年10月に大筋合意した。2024年1月には、「データの自由な流通に関する規定」等を含める EPA 改正議定書が署名され、同年7月1日に発効した。

さらに、最新の動きとして、日・バングラデシュ EPA では、情報の電子的手段による国境を越える移転、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、ソース・コードの開示要求の禁止等の規定が盛り込まれることで大筋合意を確認し、2026年2月6日に署名に至った。個別の経済連携協定の状況については、第3部第1章第2節第5項を参照。

③ その他国際フォーラムでの議論（G7、OECD）

(i) G7

G7 貿易大臣会合（2024年7月）では、WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉の適時な妥結に向けて取り組むこと、正当化できないデータローカライゼーション措置が越境データ流通に悪影響を及ぼすことを認識し、透明性を欠き、恣意的に課される正当化できないデータローカライゼーション措置に対処することに引き続きコミットすることが確認された。G7 貿易大臣会合については、第3部第1章第1節を参照。

(ii) OECD（経済協力開発機構）

OECD では、デジタル経済に関する国際的な共通理解の醸成に向け、デジタル貿易に係る既存ルールや原則等を整理する OECD インベントリプロジェクトを、日本からの拠出で、2020年から2022年にかけて実施した。越境データ流通を促進する各国措置について一定の共通項を明らかにするとともに、異なる措置の相互運用性を達成するには補完的なアプローチが有効であることを示し、G7・G20 の関連大臣会合や WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉会合でも紹介された。2023年には産業界からも懸念の強いデータローカライゼーション措置について更なる調査を実施した。当該調査結果は、2023年 G7 貿易大臣声明で、正当化できないデータローカライゼーション措置に対抗すべきという G7 共通のメッセージを発出する上で重要な議論の土台となった。

また、政府による民間保有の個人データへのアクセス（ガバメントアクセス）に関し、許容されるアクセスと許容されるべきでないアクセスを差別化するため、日本の提案に基づき「信頼あるガバメントアクセス原則」についての議論を開始した。2022年12月の OECD/CDEP（デジタル経済政策委員会）閣僚会合では、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」が採択された。同宣言には、法的根拠、正当

な目的、承認、データの取扱い、透明性、監督及び救済の7項目からなるガバメントアクセスに関する共通原則が盛り込まれた。

7. 人権問題への対応

グローバル化の進展によって、企業活動が人権に及ぼす負の影響が拡大する中、企業活動による人権侵害についての企業の責任に対する国際的な議論が更に活発になっている。近年、欧米を中心に人権尊重を理由とした法規制の導入が進み、企業はこれらの法規制への対応を迫られている。また、NGO等がグローバル企業のサプライチェーン上で起こった人権侵害について批判するケースも生じており、人権侵害を理由とした製品・サービスの不買運動、投資先としての評価の降格、投資候補先からの除外、投資の引揚げ、既存顧客との取引停止などの経営リスクに直面する可能性が存在している。企業が直面するこれらの経営リスクを低減し、企業価値を向上させ、強靱で包摂的なサプライチェーンを構築する観点からも、サプライチェーン上の企業等も含めた人権尊重の取組を実施・強化していくことが必要となっている。

(1) 企業に人権尊重を求める海外の動き

2011年6月、「ビジネスと人権に関する指導原則」(国連指導原則)が、国連人権理事会において全会一致で支持(endorse)された。同原則では、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセス、という三つの柱を規定し、国家と企業とが、相互に補完し合いながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められている。企業は、人権を尊重する責任を果たすため、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンス¹⁹⁹、③救済(苦情処理メカニズムの設置を含む)、を実施すべきとされている。また、同原則の履行として、各国に対し国別行動計画(National Action Plan: NAP)の策定が推奨されており、2026年3月末時点で日本を含む世界の30か国以上がNAPを策定している。

また、OECD「多国籍企業行動指針」及び国際労働機関(ILO)「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の改定が、それぞれ2011年、2017年に行われた際、国家の人権保護義務や企業の人権尊重責任が盛り込まれた。さらに、2023年にOECD「多国籍企業行動指針」がOECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に改定され、企業によるサプライチェーンの下流へのデュー・ディリジェンスの適用範囲の明確化等、新たな規定が盛り込まれた。人権保護義務を負うことはもちろん、企業に人権尊重責任があることが国際的な原則となっており、企業はこれらの国際的文書に沿って行動することが求められている。

さらに、近年、欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進んでいる。例えば、欧州では、2021年6月にドイツで「サプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンスに関する法律(サプライチェーン法)」が成立し、2023年1月に施行された。同法は、一定規模以上の企業に人権デュー・ディリジェンスの実施や、その結果に関する報告書の作成・公表等を義務付けている。2025年9月には、ドイツの内閣が同法の改正案を承認しており、当該改正案が成立した場合には、報告義務は2023年1月1日に遡及して廃止さ

¹⁹⁹ 人権デュー・ディリジェンス(DD):人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指す。

れる見込みである²⁰⁰。なお、改正案の承認を受け、ドイツ当局は現在、同法に基づく企業報告書の受理及び審査を停止している。

さらに EU では、2022年2月に欧州委員会が公表した、一定規模の企業に対して人権及び環境に関するデュー・ディリジェンスを義務化する「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」が、2024年7月に発効した。その後、欧州委員会は、2025年2月に、本指令を含む持続可能性に関連する規制の簡素化を目的とするオムニバス法案を発表した。2025年4月にオムニバス法案のうち適用時期延期に関する部分が採択され、オムニバス法案のそれ以外の部分については、2026年2月に採択された。これらの結果として、2026年3月末時点では、2028年7月までに EU 加盟国が国内法を制定し、2029年7月から適用が開始される予定となっている。今後、欧州委員会は、2027年7月までにデュー・ディリジェンスの実施方法に関するガイドラインを公表する見込みである。

このほか、欧州委員会が2022年9月に公表した強制労働関連製品の EU 域内における上市（流通）・EU 域外への輸出を禁止する規則も、2024年12月に発効しており、2027年12月から適用開始されることとなる。欧州委員会は、2026年6月までに、同規則に関するガイドラインを公表する予定である。

米国は、外交政策における人権重視を掲げ、欧州等とも協調して、新疆ウイグル自治区における人権侵害への関与を理由とした制裁を含む措置を実施している。米国は1930年関税法により、強制労働由来品等の製品の輸入を禁止しているが、2022年6月には、中国の新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産等された製品や、米国政府がリストで示す事業者により生産された製品は、全て強制労働によるものと推定し、原則として米国への輸入を禁止する「ウイグル強制労働防止法」が施行された。同法に基づき、輸入貨物を差し止められた場合、輸入者は、輸入物品とその原材料が新疆ウイグル自治区で生産されていないこと等を示す必要があり、同法の対象である（輸入物品やその原材料が新疆ウイグル自治区で生産されたものを含む）場合には、輸入物品が一部なりとも強制労働に依拠していないこと等を、輸入者が「明確かつ説得力のある証拠」を提出し証明する必要がある。本法の施行に併せて公表された「執行戦略」²⁰¹では、法執行の優先度が高いセクターとして、アパレル、綿花・綿製品、ポリシリコンを含むシリカ系製品、トマト・その他派生製品が当初掲げられていたが²⁰²、2024年7月の更新²⁰³では、新たにポリ塩化ビニル、アルミニ

²⁰⁰ 「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」では、企業のデュー・ディリジェンスの実施状況についての報告義務が定められている。今後、「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」が国内法化される際に、サプライチェーン法が廃止され、国内法により再び報告義務が課されることが予想される。

²⁰¹ US Department of Homeland Security, 'Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China: Report to Congress', 17 June 2022, https://www.dhs.gov/sites/default/files/2022-06/22_0617_fletf_uflpa-strategy.pdf.

²⁰² 2023年8月の執行戦略の更新においては、ナツメ他農産品、ビニル製品、アルミニウム、鉄、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、銅、電子機器、タイヤ他自動車部品が、NGO 等による特定に起因する監視強化品目として列挙されている。US Department of Homeland Security, '2023 Updates to the Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China: Report to Congress', 26 July 2023, https://www.dhs.gov/sites/default/files/2023-08/23_0728_pclcy_uflpa-strategy-2023-update-508.pdf.

²⁰³ US Department of Homeland Security, '2024 Updates to the Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China: Report to Congress', 9 July 2022, <https://www.dhs.gov/sites/default/files/2024->

ウム、水産物が追加され、2025年8月の更新²⁰⁴では、さらに鉄鋼、銅、リチウム、苛性ソーダ、ナツメが追加された。国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）が公開した同法の執行状況についての統計ダッシュボードによると、2026年3月末、ウイグル強制労働防止法に基づき、既に41,857件の輸入が差し止められ、そのうち22,879件の輸入が禁止され、15,466件の輸入が許可されている²⁰⁵。

また、米国通商代表部（USTR）は2026年3月に1974年通商法第301条に基づく調査を開始した。本調査は、主要貿易相手国・地域が強制労働を使用して生産された製品に対する輸入禁止措置を効果的に実施しているか、こうした措置の不備が不合理又は差別的であるか、さらに米国通商に負担又は制限をもたらすかどうかを判断することを目的としている。調査対象は、日本やEUを含む60か国・地域に及ぶ。また、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を踏まえ、カナダやメキシコは強制労働製品の輸入を禁止したほか、複数国・地域が米国と「相互貿易協定」を交渉する中で同様の措置の採用に合意している。

こうした国際社会の動きも踏まえ、企業としても事業活動における人権尊重の取組を行っていく必要があり、自社内だけでなく自社のサプライチェーンやバリューチェーン全体を見据えた対応と情報開示が求められている。

(2) 我が国の取組

我が国政府は、国連指導原則を踏まえ、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」を策定し、日本企業に対して、規模、業種等にかかわらず、人権デュー・ディリジェンスのプロセスの導入を期待する旨を表明した。2025年12月には、企業活動における人権尊重の実効性をより一層高めるため、同行動計画を改定した。

また、経済産業省は外務省と連名で、2021年9月～10月にかけて、政府として初めて、行動計画のフォローアップの一環として、日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する調査を実施した（「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」²⁰⁶）。調査結果を見ると、回答企業のうち、人権方針を策定している企業は約7割であるほか、人権デュー・ディリジェンスを実施している企業は約5割程度にとどまっている。また、人権を尊重する経営を実践する上での課題としては、「サプライチェーン上における人権尊重の対応状況を評価する手法が確立されていない」、「サプライチェーン構造が複雑で、対象範囲の特定が難しい」、「十分な人員・予算を確保できない」との回答が多く見られ、政府に対する要望として、ガイドライン整備を期待する声が多く寄せられた。

このような状況も踏まえ、企業が国際スタンダードに沿った人権尊重に積極的に取り組めるよう、2022年3月、経済産業省は「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイ

07/2024%20Updates%20to%20the%20Strategy%20to%20Prevent%20the%20Importation%20of%20Goods%20Mined%2C%20Produced%2C%20or%20Manufactured%20with%20Forced%20Labor%20in%20the%20People%E2%80%99s%20Republic%20of%20China.pdf.

²⁰⁴ US Department of Homeland Security, '2025 Updates to the Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China', 15 August 2025, https://www.dhs.gov/sites/default/files/2025-08/25_0819_pley_uflpa-strategy-2025-update-508.pdf.

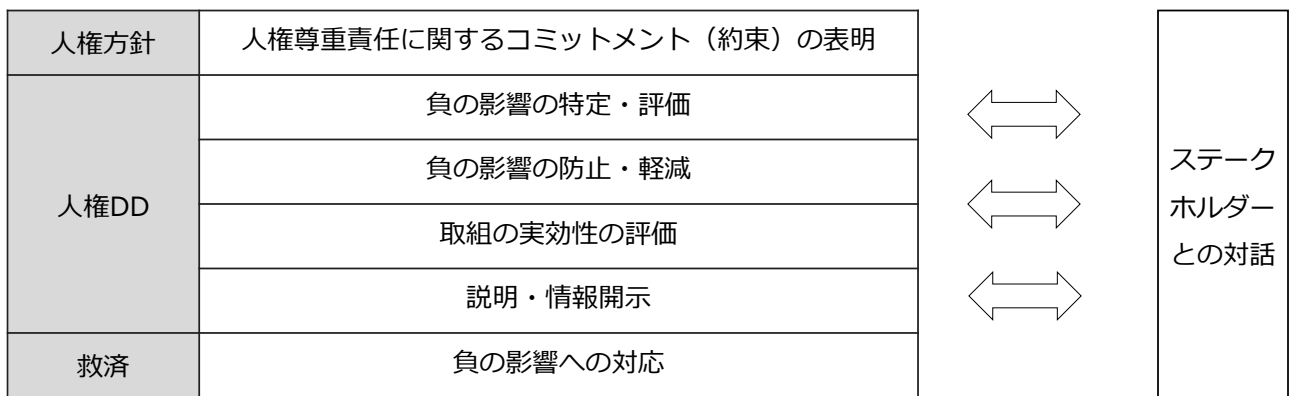
²⁰⁵ US Customs and Border Protection, 'Uyghur Forced Labor Prevention Act Statistics', <https://www.cbp.gov/newsroom/stats/trade/uyghur-forced-labor-prevention-act-statistics>.

²⁰⁶ 経済産業省・外務省「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査集計結果」、2021年11月、https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/supplychain_chosa.pdf.

ドライン検討会」を設置し、同検討会での議論を重ね、同年9月、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を決定・公表した²⁰⁷。

同ガイドラインは、法的拘束力を有するものではないが、国連指導原則、OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」²⁰⁸及び「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」を始めとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説している。企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものであり、企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業を対象としている。同ガイドラインで、企業は、国際的に認められた人権を尊重すべきとされ、その責任を果たすため、①企業トップを含む経営陣の承認を経た人権方針の策定・公表、②人権デュー・ディリジェンスの実施、③自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済を行うことが求められている（第3-1-2-8図）。

第3-1-2-8図 責任あるサプライチェーン等における人権尊重の全体像



資料：日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」から作成。

また、2023年4月には、具体的な取組方法がイメージできないなどの企業の声も踏まえて、経済産業省は、本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業が同ガイドラインに沿った取組を進めやすくする「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を作成・公表した²⁰⁹。そのほか、2024年3月、ILOとJETROが共同で、東南アジア諸国等に活動拠点や取引先を持つ日本企業の人権尊重に係る取組をまとめた好事例集を公表した²¹⁰。

加えて、ガイドラインや実務参照資料の活用を促すため、取組支援セミナー等を通じて周知徹底に努めてきた。2026年2月には、人権尊重を経営に組み込む視点について解説す

²⁰⁷ 経済産業省「日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました」、2022年9月13日、<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>。

²⁰⁸ ガイドライン策定時は「OECD 多国籍企業行動指針」であったが、その後の改定により現行名称となっている。

²⁰⁹ 経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました」、2023年4月4日、<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html>。

²¹⁰ ILO「責任ある企業行動と人権デュー・ディリジェンス：日本企業のグッドプラクティス」、2024年3月14日、<https://www.ilo.org/ja/publications/responsible-business-conduct-and-human-rights-due-diligence-good-practices-JPN>。

るセミナーを開催したほか、中小企業庁と連携して中小企業向けのセミナーを実施し、産業界への周知・啓発を行った。

JETROにおいては、「サプライチェーンと人権」特設ウェブサイトにて、各国法規制や法制化を受けた企業への適用・対応事例など情報提供を行うとともに、企業の人権尊重の取組等に関する相談窓口を通じて企業からの相談に応じた。また、人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの導入に課題を抱える中小企業を対象に伴走型支援ワークショップを行うとともに、東南アジアで人権デュー・ディリジェンスを実施する際に見落としされがちなポイントを整理し、企業の取組推進を後押しした。

この他、経済産業省では、日本の繊維産業全体の社会・人権面の対応強化による競争力向上を図るべく、2025年3月、日本の繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」を策定し、運用を開始した。

さらに、電子電機産業のサプライチェーンにおける企業間連携を促進する業界団体主導のイニシアティブを支援するとともに、全国社会保険労務士連合会やILOと協力し、中小企業の人権尊重の取組をサポートできる専門人材の育成・強化にも取り組んできた。取組事例の情報発信や、専門人材に対する実践機会の提供等、様々な手法を通じて、中小企業に対する支援を進めている。加えて、2025年9月には、ILOと共催で大阪・関西万博「平和と人権ウィーク」関連イベントを開催した（ハイブリッドで約200名が参加）。イベントでは、先進企業のビジネスリーダーから、責任ある企業行動を実践するための戦略や取組事例が紹介され、企業間の学び合いや対話を促進する契機となった²¹¹。

日本国内だけでなく、アジア諸国でも、「ビジネスと人権」に取り組んできている。アジアでの責任ある企業行動の推進を目的として、これまでアジア6か国²¹²において、日本企業の海外取引先企業などに対する人権デュー・ディリジェンスの実施支援、人権・労働環境向上のためのアドバイスの提供、国際労働基準に精通した人材育成支援などの事業を実施してきた。また、2025年12月から2026年2月にかけて、東南アジア企業と日本企業間の協力体制の構築・深化を目的に、日本企業の海外取引先を含む東南アジアの経営層・管理職及び業界団体関係者（計65名）を対象に、日本及びベトナムで責任ある企業行動の推進研修を実施するとともに、日本政府ガイドライン・ダイジェスト版や経済産業省の実務参照資料をタイ・ベトナム語に翻訳し、日本のツールの活用を通じて、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスの促進に取り組んだ。

さらに、経済協力開発機構（OECD）への拠出や国際会合への参画を通じ、企業の予見可能性向上に向けた各国のデュー・ディリジェンス政策に係る国際協力・連携の在り方に関する議論を喚起した。

我が国政府は、企業による人権尊重の取組を促進すべく、引き続き企業に対する情報提供、周知・啓発活動を推進していくとともに、各国政府との協調を進め、公平な競争条件

²¹¹ 国際労働機関「経営陣が人権尊重の実践例を報告 ILO・経産省がイベント」、2025年9月5日、
<https://www.ilo.org/ja/resource/%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9/%E7%B5%8C%E5%96%B6%E9%99%A3%E3%81%8C%E4%BA%BA%E6%A8%A9%E5%B0%8A%E9%87%8D%E3%81%AE%E5%AE%9F%E8%B7%B5%E4%BE%8B%E3%82%92%E5%A0%B1%E5%91%8A%E3%80%80ilo%E3%83%BB%E7%B5%8C%E7%94%A3%E7%9C%81%E3%81%8C%E3%82%A4%E3%83%99%E3%83%B3%E3%83%88>

²¹² バングラデシュ、カンボジア、ベトナム、インド、ラオス、マレーシア。

の下で積極的に人権尊重に取り組める環境、企業にとっての予見可能性が高まる環境の実現に向け取り組んでいくこととしている。